

流山市環境活動レポート

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

目次

はじめに.....	3
◆流山市の環境マネジメントシステムの取組み.....	3
◆環境活動レポートの位置付け.....	3
1. 環境方針.....	4
2. 基本情報（令和5年度）.....	5
（1）組織概要（令和5年4月1日現在）.....	5
（2）システムの組織.....	5
（3）対象範囲.....	6
3. 環境負荷の把握.....	7
（1）市役所事務事業からの温室効果ガス排出量.....	7
（2）エネルギー使用.....	8
（3）水道使用量.....	10
（4）廃棄物（庁舎分）.....	10
（5）化学物質.....	11
（6）グリーン購入.....	11
（7）用紙使用量（A4換算）.....	11
4. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無.....	12
（1）オフィス活動及び庁舎管理関連法規.....	12
（2）地域環境の保全・創造に関する法規.....	14
（3）フロン排出抑制法への各施設の対応状況.....	16
5. 教育・訓練状況.....	17
6. 環境上の緊急事態への準備及び対応.....	17
7. 環境目標.....	18
8. 環境活動計画.....	19
（1）環境活動計画（流山市総合計画における実施計画）.....	19
（2）令和5年度の進捗状況.....	21
（3）各部局の取り組みの公表.....	24
9. 取り組み状況、問題是正.....	35
内部監査.....	35
10. 代表者による全体評価・見直し.....	39

はじめに

◆流山市の環境マネジメントシステムの取組み

流山市では、平成 20 年度に環境マネジメントシステムの取組みを開始し、平成 21 年 3 月 31 日に環境省が推奨するシステムの一つである「エコアクション 21」の認証を市役所本庁舎とクリーンセンターで取得、平成 24 年度に全施設へ認証範囲を拡大し全庁での取組みを推進してきました。

11 年間の取組みにより職員への省エネ・省資源の意識が浸透し、環境マネジメントシステムの運用ノウハウが蓄積したことから、令和元年 3 月に予定されていた更新審査を受審せず、独自の環境マネジメントシステムの運用に移行することとしました。平成 30 年度は新システムの試行期間としマニュアル等の改定を行い、エコアクション 21 の認証期間終了後の令和元年度から本格的な運用を開始しています。

なお独自システムへの移行後もエコアクション 21 ガイドラインに則り、特に地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進に資するシステムとして運用を行っています。

◆環境活動レポートの位置付け

環境活動レポートは、エコアクション 21 ガイドラインが要求する報告書で以下の 9 項目を必須事項としています。

- ①組織の概要（事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等）
- ②対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日
- ③環境方針
- ④環境目標
- ⑤環境活動計画
- ⑥環境目標の実績
- ⑦環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容
- ⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無
- ⑨代表者による全体評価と見直しの結果

1. 環境方針

環境マネジメントシステムでは、代表者が組織の事業活動に応じた環境経営に関する方針を定め誓約することとされています。独自システムに移行する令和元年度より新たな環境方針を定めています。

流山市環境方針

1 基本理念

流山市では、以下の3つを基本理念として、市役所をはじめ市域全体で環境保全に取り組み、市民が住み続けたいくなる価値あるまちづくりを推進します。

1. 都心から一番近い森のまちを創ります。
2. 自然と共生できるまちづくりを推進します。
3. 健康な都市づくりを推進します。

2 基本方針

市の事務事業による環境負荷の低減に加え、各部門での事業を通じた環境保全を推進します。

1. 市の事務事業からの環境負荷の低減

- (1) 施設における省エネルギーの推進
- (2) 施設における緑化推進
- (3) 廃棄物の削減
- (4) 環境関連法令の遵守
- (5) グリーン購入の推進

2. 市の事務事業を通じた地域の環境保全への取り組み

- (1) 身近な緑の保全と創造
- (2) 地球温暖化問題への積極的な対応
- (3) 循環型社会を目指した3R推進
- (4) きれいな水環境の回復
- (5) 環境学習の推進

3. システムの見直しと進捗状況の公表

- (1) 環境への取組みに係る計画・目標の適宜見直し
- (2) 進捗状況の公表

制定日：平成31年4月1日
流山市長 井崎 義治

2. 基本情報（令和5年度）

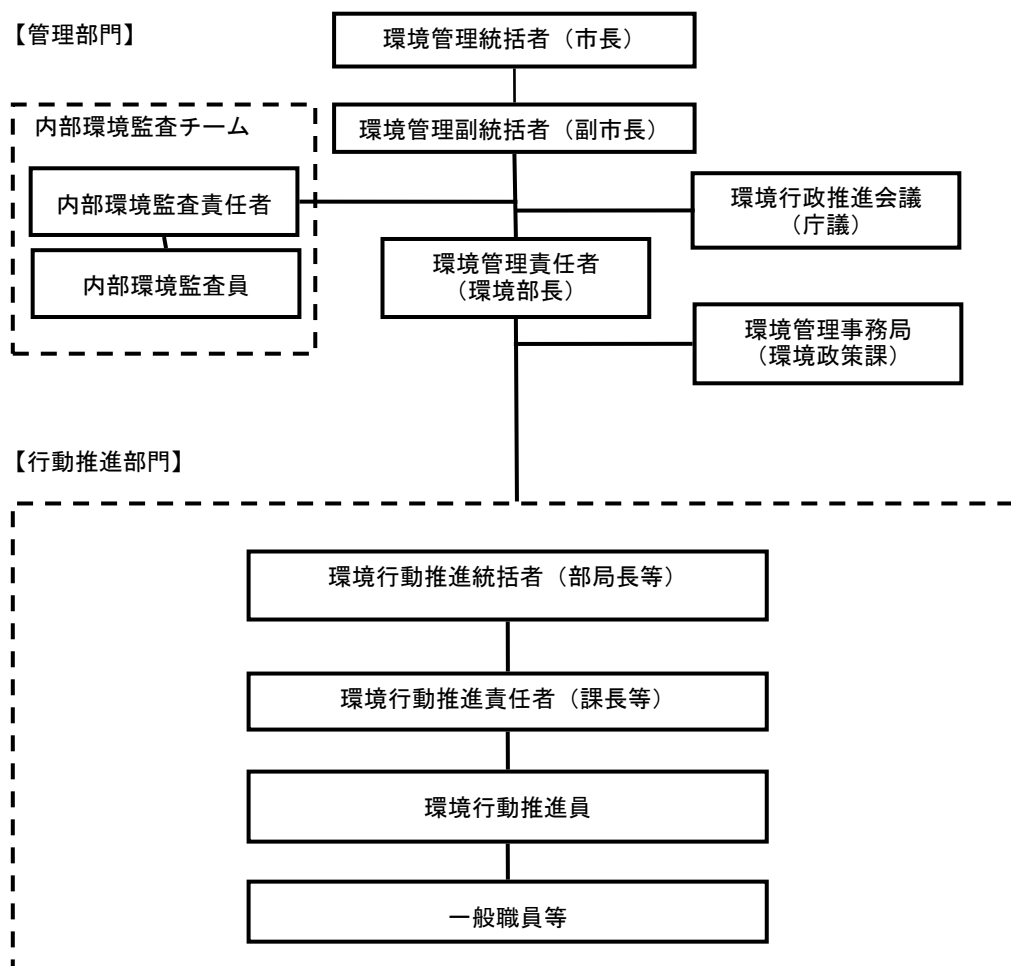
（1）組織概要（令和5年4月1日現在）

人口（住民基本台帳人口）	209,237 人
世帯	93,035 世帯
面積	35.32 km ²
一般会計当初予算（令和5年度）	85,613,000 千円
職員数	1,087 人

※人口・世帯は流山市統計書より。

※職員数は定員管理調査における部門別職員数。

（2）システムの組織



(3) 対象範囲

環境マネジメントシステムの対象範囲は全事務事業としています。

【組織・施設】(課名等は令和5年度)

部局	事務系部門	施設		宅地課			
総合政策部	秘書広報課		土木部	道路管理課			
	企画政策課			道路建設課			
	マーケティング課			河川課			
	情報政策・改革改善課			会計課			
	工事検査室						
総務部	総務課		上下水道局	経營業務課	上下水道局		
	人材育成課			水道工務課	浄水場（江戸川台・東部・西平井・おおたかの森）		
	財産活用課	市役所本庁舎		下水道建設課			
財政部	財政調整課		議会事務局				
	税制課		選挙管理委員会事務局				
	市民税課		監査委員事務局				
	資産税課		農業委員会事務局				
市民生活部	市民課	出張所（南流山・江戸川台駅前・東部・おおたかの森市民窓口センター）	教育総務部	教育総務課	学童クラブ		
	コミュニティ課	流山市民活動推進センター第2・第3コミュニティホーム	学校教育部	学校教育課	幼児教育支援センター附属幼稚園		
	防災危機管理課				小学校（流山・八木南・八木北・新川・東・江戸川台・東深井・鱈ヶ崎・向小金・西初石・小山・長崎・流山北・西深井・南流山・おおたかの森・おおぐろの森）		
	保険年金課				中学校（南部・常盤松・北部・東部・東深井・八木・南流山・西初石・おおたかの森・おおぐろの森）		
社会福祉課	福祉会館（流山・野々下・名都借・平和台・南流山・南・東深井・赤城・西深井・十太夫・思井・江戸川台・向小金・駒木台・下花輪）	指導課			幼児教育支援センター		
健康福祉部	高齢者支援課	高齢者福祉センター 高齢者趣味の家 地域福祉センター			生涯学習部	生涯学習課	生涯学習センター 青少年指導センター おおたかの森ホール
	介護支援課						スポーツ振興課
	障害者支援課	障害者福祉センター 心身障害者福祉作業所 障害者就労支援センター				公民館	
	児童発達支援センター	児童発達支援センター					図書館
健康増進課	保健センター	博物館					
子ども家庭部	子ども家庭課	児童センター（十太夫・野々下・思井・赤城・江戸川台・向小金・おおたかの森・南流山）、駒木台児童館				消防本部	消防総務課
	保育課	保育所（平和台・東深井・中野久木・江戸川台・向小金）	予防課				
経済振興部	商工振興課	地域職業相談室	消防防災課				
	流山本町・利根運河ツーリズム推進課		中央消防署				
	農業振興課		東消防署				
環境部	環境政策課		南消防署				
	クリーンセンター	リサイクルプラザ・プラザ館 森のまちエコセンター	北消防署				
まちづくり推進部	まちづくり推進課						
	みどりの課						
	都市計画課						
	建築住宅課						

3. 環境負荷の把握

(1) 市役所事務事業からの温室効果ガス排出量

市役所の事務事業からの温室効果ガス排出量削減は、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）「ストップ温暖化！市役所率先実行計画」で取り組みを定めています。

2023 年度（令和 5 年度）の排出量は、基準年度の 2019 年度（令和元年度）比で 7.65%減少しています。

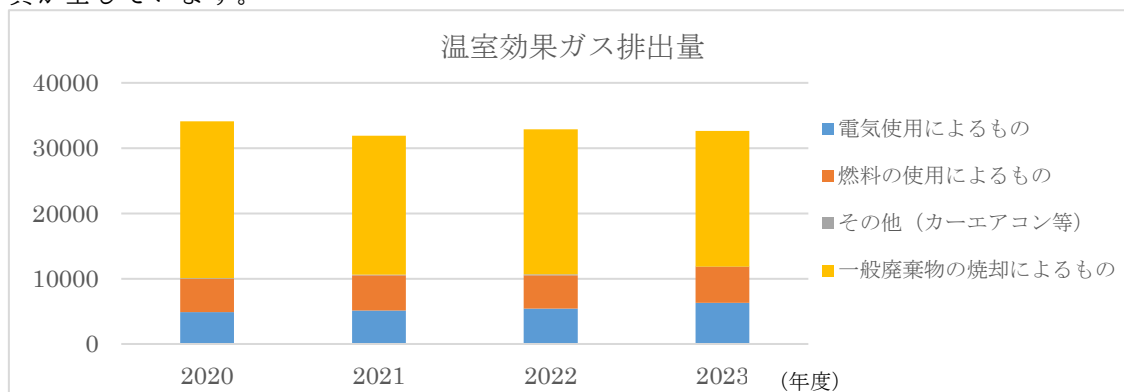
内訳は、電気や燃料などのエネルギー使用に由来するものが 20.20%減少、市民の皆さんが排出しクリーンセンターで焼却する一般廃棄物に由来するものが 10.14%減少しています。特に、電気使用によるものは、2023 年度（令和 5 年度）に、クリーンセンターの焼却設備等の延命化工事における大規模な電気使用によって、前年度より増加しています。また、2022 年度（令和 4 年度）まで、その他に含まれる生活排水処理における浄化槽処理対象人員を計上していましたが、2023 年度（令和 5 年度）より数値を把握していないことから、計上から削除したため、数値としては大幅に減少しています。

	基準年度	実績値				
	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度	
					(令和 5 年度)	基準年度比
電気使用によるもの	7,885	4,901	5,120	5,444	6,292	-20.20%
燃料の使用によるもの	4,217	5,064	5,385	5,084	5,559	+31.82%
その他（カーエアコン等）	128	127	126	126	20	-84.37%
小計	12,230	10,092	10,631	10,654	11,871	-2.93%
一般廃棄物の焼却によるもの	23,110	23,998	21,271	22,227	20,765	-10.14%
合計	35,340	34,090	31,902	32,881	32,636	-7.65%

(t-CO₂)

※小数点以下の端数処理により、合計が合致しない場合があります。

※廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の算定方式を旧計画から変更したため、2019 年度の実績値に差異が生じています。



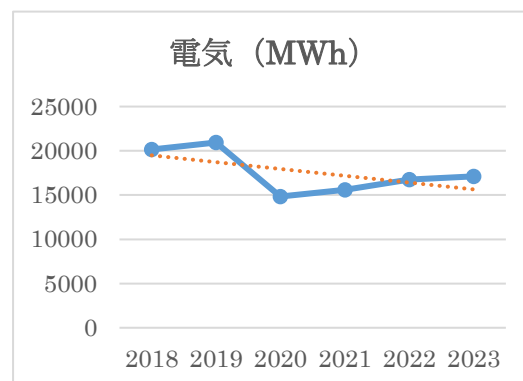
(2) エネルギー使用

2018 年度（平成 30 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）の 6 年間における市の全事務事業におけるエネルギーの使用量の推移は以下の通りです。

年度	2018 (平成 30 年度)	2019 (令和元年度)	2020 (令和 2 年度)	2021 (令和 3 年度)	2022 (令和 4 年度)	2023 (令和 5 年度)
電気(MWh)	20,145	20,938	14,835	15,595	16,746	17,117
灯油(kℓ)	856	619	729	850	688	506
重油(kℓ)	0	5	4	0	0	0
都市ガス(千m³)	951	979	1,302	1,304	1,448	1,725
液化石油ガス(LPG)(千m³)	39	39	6	13	4	3
ガソリン(kℓ)	109	102	115	98	107	107
軽油(kℓ)	43	48	23	36	39	41

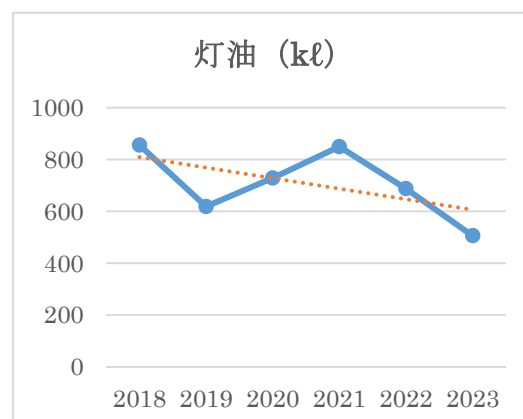
(i) 電気

電気の使用量は、人口増加に伴う業務量増加や、おおぐろの森小学校など新設施設の影響で増加傾向にあります。2018 年度（令和 2 年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため閉館や休校により減少しましたが、2021 年度（令和 3 年度）以降は活動が再開し増加しました。



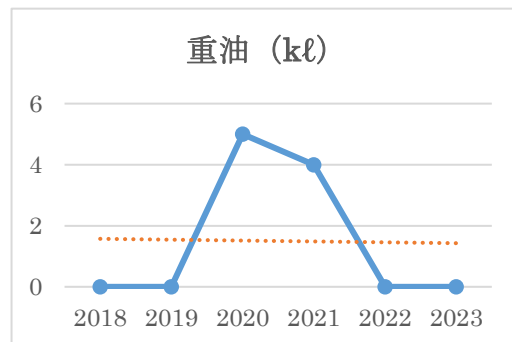
(ii) 灯油

灯油の使用は大部分がクリーンセンターの炉の管理に係るもの（その他約 2.3%は学校での使用）です。2018 年度（平成 30 年度）の増加は、クリーンセンターのごみ焼却量の増加や、耐火物補修箇所の乾燥にバーナーを使用したことによるものです。クリーンセンターの機器整備による機能の向上や、運転状況の変化により使用量が抑えられており、減少しました。



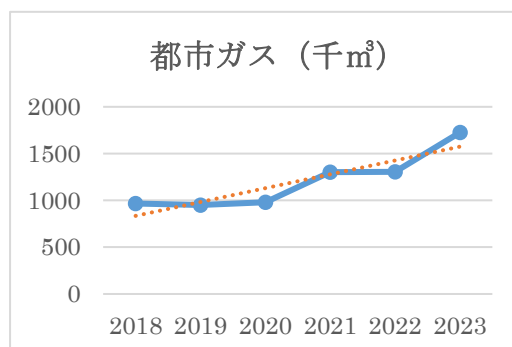
(iii) 重油

重油は、浄水場の非常用自家発電設備に用いるもので災害訓練の使用分のみです。4つの浄水場のうち3カ所で使用され、東部浄水場のみ軽油を使用しています。2019年度（令和元年度）は西平井浄水場で、2020年度（令和2年度）はおおたかの森浄水場で重油を使用し増加となっています。



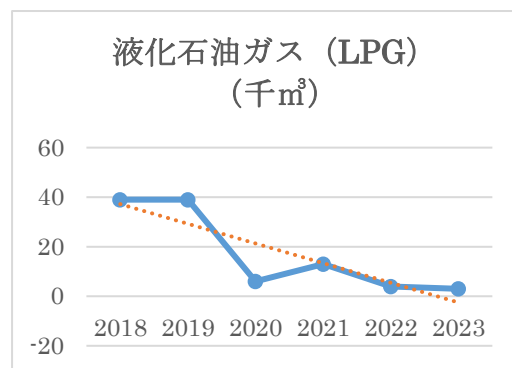
(iv) 都市ガス

都市ガスは、E S C O事業導入に伴い空調をガス空調に更新していることから、増加傾向にあります。2020年度（令和2年度）以降は、新型コロナウイルス感染症に伴い、換気を行いながらの空調運転を実施しているため、使用量が増加しています。また、2023年度（令和5年度）における、市内小・中学校の体育館への空調設備導入も増加の主な原因であると考えられます。



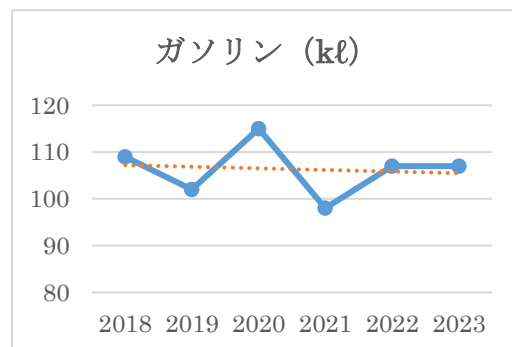
(v) 液化石油ガス (LPG)

LPGは主に学校の給食調理場や公民館、消防署等で使用されています。2020年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染症に伴う学校の休校などに伴い、使用量が減少しましたが、2021年度（令和3年度）は学校などの再開により、使用量が増加しましたが、現在は減少傾向にあります。



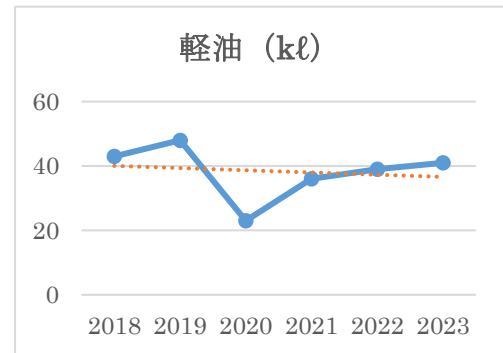
(vi) ガソリン

ガソリンは主に公用車に使用されています。近年は低燃費車の導入が進んでいますが、大きな増減は発生していません。



(vii) 軽油

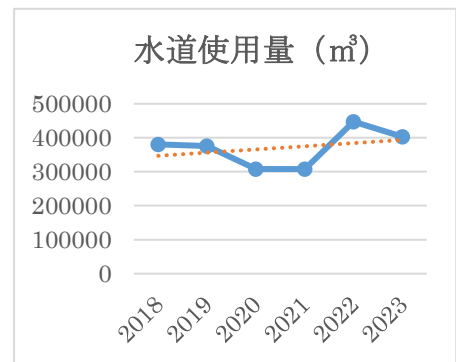
軽油は主に消防車両や作業車などの車両に使用されています。消防車両の出勤の増加や台風等の災害時の作業車出勤の影響で、近年増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で2020年度（令和2年度）は一時的に減少しましたが、その後はコロナ以前の水準に戻りつつあります。



(3) 水道使用量

	2018	2019	2020	2021	2022	2023
水道使用量 (m³)	380,278	375,713	307,953	307,954	447,342	402,601

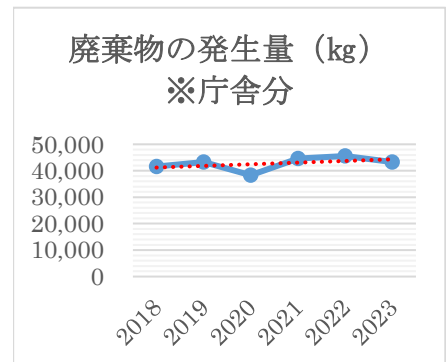
2022年度（令和4年度）は、学校の増設や新型コロナウイルス感染症前の活動に戻りつつある状況も影響し、使用量に増加が見られましたが、再び減少傾向を取り戻しました。



(4) 廃棄物（庁舎分）

	2018	2019	2020	2021	2022	2023
廃棄物の発生量 (kg) ※庁舎分	41,606	43,241	38,323	44,589	45,577	43,301

昨年度までは、市の施設からの廃棄物の発生は増加傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症以前の水準に戻りつつあります。



(参考) 市民が排出する一般廃棄物（クリーンセンター処理）

区分	単位	2018	2019	2020	2021	2022	2023
ごみ発生量	t	59,339	61,116	59,759	59,611	58,816	57,295
原単位（1人1日あたりごみ量）	g	848	847	813	795	770	742
資源化率	%	21.9	24.3	27.6	28.7	27.2	28.5
最終処分量	t	7,549	2,752	1,548	1,701	1,521	1,432
ごみ処理量	t	50,041	52,004	50,560	50,624	50,187	49,006
人口	人	191,792	197,041	201,284	205,439	209,237	211,097

※人口は流山市統計書より 住民基本台帳人口（各年度末）

（５）化学物質

2023 年度（令和 5 年度）の P R T R 制度及び化管法 S D S 制度における化学物質使用量等については下表のとおりです。該当化学物質は各施設において適正に管理、使用されています。

化学物質の種類	使用施設	実績
塩化第二鉄(37%)	クリーンセンター	16,000.00 kg
ヒドラジン		158.30 kg

※PRTR 法 人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質が、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、また、廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたか把握・集計及び公表する制度です。

※化管法 SDS 法 化管法で指定された「化学物質またはそれを含有する製品」を他の事業者に提供する場合に、その化学品の特性及び取扱いに関する情報を提供することを義務付けている制度です。

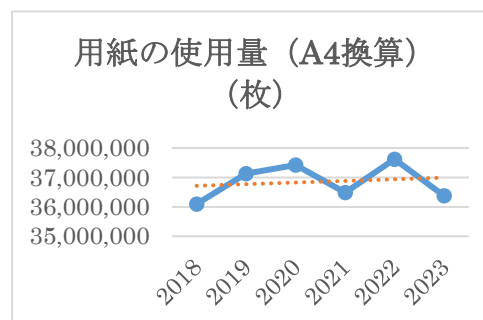
（６）グリーン購入

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 10 条に基づき、グリーン購入基本方針を策定し、グリーン購入の取組を進めています。

（７）用紙使用量（A4 換算）

	2018	2019	2020	2021	2022	2023
用紙の使用量(A4換算)(枚)	36,097,272	37,125,469	37,424,977	36,482,532	37,619,898	36,374,597

用紙の使用量は、2021 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な減少は見られましたが、情勢が多少落ち着き、業務が通常化するに伴い増加しました。しかし、2023 年度は書類の電子化やペーパーレスを心掛ける呼びかけにより、大幅な減少を実現しました。



4. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無
環境関連法規に関する違反、訴訟等はありません。

(1) オフィス活動及び庁舎管理関連法規

法令等名称	対象条文	規制を受ける事務事業	要求事項（適用範囲等）	関係部局
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	第6条の2	事業系一般廃棄物の処理	許可業者への適正な委託、委託業者の許可証確認	クリーンセンター
	第12条 第12条の3	産業廃棄物の処理	保管基準の遵守、許可業者への適正な委託（収集業者、処理業者とそれぞれ契約書、許可証確認等）、産業廃棄物管理票の交付、保存	全庁
流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	第9条	廃棄物の発生	施設運営における廃棄物の減量・資源化（努力規定）	全庁
地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）	第4条 第21条	温室効果ガスの排出抑制のための施策	温室効果ガス排出抑制施策の策定・実施、地方公共団体実行計画の策定、実施状況の公表	環境政策課
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）	第8条 第10条	PCBの保管・処分	保管等の届出、処分（令和9年3月31日迄（低濃度）令和5年3月31日迄（高濃度））	PCBを使用、保管、管理する課
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	第10条	物品等の調達	環境物品等の調達の推進を図るための方針の作成と調達の実施（努力規定）	全庁
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）	第3条	環境に関する情報の公開	環境配慮等の状況の公表（環境白書の作成、公表）（努力規定）	環境政策課
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）	第4条	温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約	電力、自動車等の購入契約における温室効果ガス排出削減に配慮した契約（努力規定）	環境政策課 財産活用課
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）	第6条、第8条 第9条、第10条	環境活動・環境教育の推進	環境教育の推進、行動計画の作成、環境情報の提供（いずれも努力規定）	環境政策課 指導課
電気事業法	第42条	法定点検	保安規程の届出	該当施設所管課
消防法	第9条の4 第10条	指定可燃物の貯蔵、取扱危険物（重油、灯油、軽油等）の大量貯蔵施設の管理	市町村条例で定める技術上の基準の遵守 危険物（重油、灯油、軽油等）の大量貯蔵施設における点検、適正管理と緊急時の適切な対処	予防課
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	第16条の1 第19条の1 第86条	業務用の冷凍空調機器の管理	管理者判断基準の順守（定期点検の実施等） フロン類算定漏えい量等の報告 機器の適切な場所への設置 機器廃棄時などのフロン類回収の徹底	業務用の冷凍空調機器を管理する課
資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）	第4条	事業又はその建設工事の発注	事業又はその建設工事の発注において、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品の利用（努力規定）	建設工事を発注する課

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	第 10 条	分別収集 廃棄物の分別	容器包装廃棄物の分別収集 事務事業から排出される容器包装廃棄物の適正な分別	全庁
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	第 5 条 第 8 条	公用車の利用 公用車の廃棄	自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制する 使用済自動車を引取業者へ引き渡す	財産活用課 公用車所管課
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	第 6 条	テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機など家電製品の使用、廃棄	特定家庭用機器廃棄物となるべき長期間使用し、排出を抑制する リサイクル券を購入し、収集・運搬業者に引き渡す	特定家電を使用又は廃棄する課
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	第 4 条	食品の購入、調理	食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努める	学校教育課 保育課
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)	第 6 条 第 7 条	パソコン、プリンター、ディスプレイ、扇風機等の使用済み小型電子機器等の排出	分別排出、収集・運搬業者への引き渡し	小型家電を廃棄する課
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	第 6 条	建設工事の発注	建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努める	建設工事を発注する課
千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例	第 2 条	廃棄物の処理	廃棄物の適正な処理に要する費用を負担し、及び当該廃棄物の発生から最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生をいう。以下同じ。)までの過程を適正に管理する(努力規定)	クリーンセンター
水質汚濁防止法	第 5 条 第 12 条	特定施設の設置 排水の排出	特定施設の設置の届出 排水基準の遵守	特定施設所管課
水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例	第 2 条 第 5 条	特定事業場の設置 排水の排出	上乘せ基準の遵守	特定施設所管課
騒音規制法	第 5 条 第 6 条	特定施設の設置	特定施設の設置の届出 規制基準の遵守	特定施設所管課
振動規制法	第 5 条 第 6 条	特定施設の設置	特定施設の設置の届出 規制基準の遵守	特定施設所管課
大気汚染防止法	第 6 条 第 13 条	ばい煙発生施設の設置 ばい煙の排出	ばい煙発生施設の届出 排出基準の遵守	特定施設所管課
土壌汚染対策法	第 3 条 第 4 条	有害物質使用特定施設に係る工場または事業場の廃止 一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更の届出	指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告	環境政策課
悪臭防止法	第 7 条 第 16 条	事業場の管理 水路等の管理	規制地域内に事業場を設置している者は、当該規制地域についての規制基準を遵守する 下水溝、河川、池沼を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように、その水路又は場所を適切に管理する	環境政策課

流山市公害防止条例	第 15 条 第 16 条	特定施設の設置 特定作業の実施	特定施設の設置の届出 特定作業の実施の届出	特定施設所管課
特定化学物質の環境への 排出量の把握等及び管理 の改善の促進に関する法 律（PRTR 法）	第 5 条	指定化学物質の取扱	排出量等の把握及び届出	指定化学物質保有課
毒物及び劇物取締法（劇毒 法）	第 11 条	毒物又は劇物の取扱	毒物劇物の盗難・紛失・漏洩等を防ぐ のに必要な措置を講じる （関連規定：毒物及び劇物の保管管理 について、昭和 52 年 3 月 26 日薬発 第 313 号） 飲食物の容器に使用される物を毒物 劇物の容器として使用しない	毒物又は劇物保有課
ダイオキシン類対策特別 措置法（ダイオキシン対策 法）	第 12 条 第 20 条 第 24 条 第 25 条 第 28 条	特定施設の設置 排出ガス、排出水の排出 廃棄物焼却炉に係るば いじん等の処理 排出ガス、排出水の排出	特定施設の設置の届出 排出基準の遵守 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処 理、最終処分場の維持管理 排出ガス・排出水のダイオキシン類に よる汚染状況の測定	クリーンセンター
生物多様性基本法	第 6 条	事業活動	事業活動が生物の多様性に及ぼす影 響を把握するとともに、他の事業者そ の他の関係者と連携を図りつつ生物 の多様性に配慮した事業活動を行う こと等により、生物の多様性に及ぼす 影響の低減及び持続可能な利用に努 める	環境政策課
浄化槽法	第 5 条 第 7 条 第 8 条 第 9 条	浄化槽の設置	浄化槽の設置の届出 設置後の水質検査 保守点検の実施 清掃の実施	浄化槽設置施設所管課
水道法	第 4 条	水道事業の運営	水質基準の遵守	上下水道局
下水道法	第 12 条の 2 第 12 条の 3	特定事業場からの下水 の排除 特定施設の設置	下水道への排水基準の遵守 特定施設の設置の届出	特定施設所管課

（２）地域環境の保全・創造に関する法規

① 循環関係法規

法令等名称	対象条文	要求事項・適用範囲	関係部局
廃棄物の処理及び清掃に関す る法律（廃棄物処理法）	第 4 条	廃棄物関連施策の実施	クリーンセンター
容器包装に係る分別収集及び 再商品化の促進等に関する法 律（容器包装リサイクル法）	第 6 条	区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置 を講ずる	クリーンセンター
特定家庭用機器再商品化法 （家電リサイクル法）	第 8 条	特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等 を促進するよう必要な措置を講ずる	クリーンセンター
使用済小型電子機器等の再資 源化の促進に関する法律（小 型家電リサイクル法）	第 5 条	区域内における使用済小型電子機器等を分別して収集す るために必要な措置を講ずる	クリーンセンター
建設工事に係る資材の再資源 化等に関する法律（建設資材 リサイクル法）	第 8 条	地域の実情に応じ、分別解体等及び建設資材廃棄物の再 資源化等を促進するよう必要な措置を講ずる	クリーンセンター

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	第 3 条	あらゆる施策を通じて、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図る 再利用等による家庭廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動を支援するよう努める	クリーンセンター
------------------------	-------	--	----------

② 公害対策関連法規

法令等名称	対象条文	要求事項・適用範囲	関係部局
水質汚濁防止法	第 14 条の 5	生活排水対策として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努める	環境政策課 下水道建設課
騒音規制法	第 12 条 第 15 条 第 20 条	改善勧告及び改善命令 報告及び検査	環境政策課
振動規制法	第 12 条 第 15 条 第 19 条	改善勧告及び改善命令 指定地域における振動の測定	環境政策課
悪臭防止法	第 8 条 第 9 条 第 11 条	改善勧告及び改善命令 都道府県知事等に対する要請 悪臭の測定	環境政策課
流山市公害防止条例	第 4 条	公害の防止に関し、千葉県と密接な連携のもとに積極的な施策を講じ、もって市民の健康で安全かつ快適な生活を確保する	環境政策課
流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	第 3 条	路上喫煙、ポイ捨て及び飼い主による動物のふん尿の放置等の防止に関する施策を実施する	環境政策課

③ 化学物質・危険物関係法規

法令等名称	対象条文	要求事項・適用範囲	関係部局
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）	第 4 条	指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであることを認識し、かつ、その使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努める	環境政策課

④ 温暖化防止・省エネルギー・生物多様性関連法規

法令等名称	対象条文	要求事項・適用範囲	関係部局
地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）	第 4 条	区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずる（努力規定）	環境政策課
生物多様性基本法	第 5 条	生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する	環境政策課

⑤ その他

法令等名称	対象条文	要求事項・適用範囲	関係部局
千葉県環境基本条例	第 5 条	環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する 県の施策に協力して地域の環境の保全に努める	環境政策課
流山市環境基本条例	第 4 条	基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、実施する	環境政策課

(3) フロン排出抑制法への各施設の対応状況

平成 27 年 4 月施行のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)に対応するため、第一種特定機器を所有している全 78 施設に係る第一種特定機器管理者に、簡易定期点検及び定期点検の義務付けについて通知しました。平成 27 年度以降、有資格者による定期点検が必要な第一種特定機器を所持している施設は、順次対応しています。第一種特定機器を所持している施設等は下表のとおりです。

市役所本庁舎	おおたかの森小学校区学童クラブ	南部中学校
赤城福祉会館	中野久木保育所	常盤松中学校
思井福祉会館	平和台保育所	北部中学校
江戸川台福祉会館	江戸川台保育所	東部中学校
駒木台福祉会館	向小金保育所	東深井中学校
向小金福祉会館	東深井保育所	八木中学校
流山福祉会館	流山市クリーンセンター	南流山中学校
下花輪福祉会館	森のまちエコセンター	西初石中学校
十太夫福祉会館	上下水道局（おおたかの森浄水場）	おおぐろの森中学校
野々下福祉会館	江戸川台浄水場	生涯学習センター
地域福祉センター	おおたかの森小中併設校	キッコーマン アリーナ
高齢者福祉センター森の倶楽部	幼児教育支援センター附属幼稚園	流山市コミュニティプラザ
さつき園	小山小学校	第 2 西初石子どもルーム
児童発達支援センターつばさ	流山小学校	八木北小学校区第 2 学童クラブ
保健センター	八木南小学校	中央公民館
第 2・第 3 江戸川台学童クラブ	八木北小学校	南流山センター
第 2・第 3 もりのいえ学童クラブ	新川小学校	図書館
第 1 おおたかの森ルーム	東小学校	森の図書館
第 3・第 4 おおたかの森ルーム	江戸川台小学校	木の図書館
ひよどり学童クラブ	東深井小学校	南流山地域図書館・南流山児童センター
第 1 ちびっこなかよし・第 2 ちびっこのびのびクラブ	鱈ヶ崎小学校	消防本部・中央消防署
第 1 おおぞら学童	向小金小学校	北消防署
第 2 おおぞら学童	西初石小学校	東消防署
第 3 おおぞら学童	おおぐろの森小学校	南消防署
ひまわり第 3 学童クラブ	長崎小学校	スターツおおたかの森ホール
第 2 あすなろ学童クラブ	流山北小学校	博物館
第 2 あずま学童クラブ	西深井小学校	第 5 おおたかの森ルーム
向小金小学校区第 1・第 2 学童クラブ	南流山小学校	おおぐろの森小学校区学童クラブ

5. 教育・訓練状況

新規採用職員及び環境行動推進員を対象とした環境マネジメントシステムに係る案内等を書面にて行っています。

6. 環境上の緊急事態への準備及び対応

事故や天災等により、油の流出、化学物質の流出等の環境上重大な影響を与える事態が発生する場合に備えて、対応計画や要領を下表のとおり定め、訓練を実施しています。

環境上の緊急事態への対応計画・要領等

名称	対応内容
流山市地域防災計画	危険物流出対策 石油類危険物施設の安全確保 毒・劇物取扱施設の安全確保
千葉県異常水質対策要領	異常水質発生時の被害の防止及び未然防止
流山市異常水質対応マニュアル	異常水質発生時の被害の防止及び未然防止
千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱	オキシダントに係る緊急時における措置
流山市光化学スモッグ対策要領	オキシダントに係る緊急時における措置
流山市応急給水マニュアル	大規模な断水が発生した場合の応急給水所の設営

対応訓練の実施状況

実施日	実施場所	実施内容
令和5年5月19日	森のまちエコセンター	薬剤漏洩対応訓練
令和5年6月8日	クリーンセンター	消防訓練
令和5年8月17日	森のまちエコセンター	消防訓練
令和5年10月24日	クリーンセンター	薬剤漏洩対応訓練
令和6年1月18日	クリーンセンター	応急救護訓練 (AEDを使用した心肺蘇生訓練) (三角巾及び担架の使用方法について)

7. 環境目標

第2次環境基本計画を推進するため、同計画の指標（かつ市総合計画における指標）を環境マネジメントシステムにおける環境目標とし進捗管理を行っています。

基本目標 (環境基本計画)	環境目標	単位	R5		目標管理課
			実績	目標	
1 自然と共生し オオタカがすむ、 緑と水に育まれる まち	市内の緑に満足している市民の割合	%	86.5	85.0	みどりの課
	グリーンチェーン認定による敷地内の緑化率	%	19.53	12.0	
	流山市は住み心地が良いまちであると思う市民の割合	%	87.3	83.5	都市計画課
	遊休農地面積有効利用割合	%	64.2	—	農業振興課
2 エネルギー効 率が高く、太陽の 力を活用する低炭 素なまち	太陽光発電設備設置助成世帯数	世帯/年	88	100	環境政策課
	快適に移動できる道路網の整備がされていると感じている市民の割合	%	73.3	65.4	道路建設課
	公共交通機関の利用について満足と感じている市民の割合	%	81.0	84.0	まちづくり推 進課
	ぐりーんバス利用者数	万人	96.5	91.4	
	市域の二酸化炭素排出量 ※令和4年度実績、令和12年度目標値	千t-CO2/年	662.2	326.4	環境政策課
	市役所の温室効果ガス排出量 (H25(2013)年度比) ※令和12年度目標値	%	100.8	54	
3 ごみを少なく、資源を有効に 利用する循環型の まち	1人1日あたりのごみ発生量	g	742.0	789.0	クリーンセン ター
	資源化率	%	28.5	21.9	
	最終処分量	t	1,432	4,061	
4 快適な生活環 境で、安心して健 康に暮らせるまち	生活環境に関する苦情等の処理率	%	97.5	97.0	環境政策課
	公共下水道普及率	%	93.7	95.5	下水道建設課
	自宅周辺の街並みや景観を誇りに 思う市民の割合	%	65.1	63.0	都市計画課
5 市民・事業者 が積極的な環境保 全と改善に取り組 むまち	I S Oまたはエコアクション21 を認証登録している事業所	個所	89	93	商工振興課

※現行の市総合計画（令和2年4月～）では遊休農地面積有効利用割合を指標として用いていないことから、目標の欄は「—」としています。

8. 環境活動計画

(1) 環境活動計画（流山市総合計画における実施計画）

流山市総合計画（令和2～11年度）に掲げられた施策の内、環境に関連する事業を環境マネジメントシステムにおける環境活動計画と位置付け、環境関連事業を推進しています。進捗管理は、まちづくり報告書により行っています。

なお、各事業は第2次環境基本計画における5つの基本目標により分類しています。

基本目標	事務名	内容	担当	
			統括者	責任者
1 自然と共生しオオタカがすむ、緑と水に育まれるまち	まちなか森づくり事業	まちなかのみどりを創出するため、計画的に街路樹植栽や公共スペースへの植栽を行うとともに、新規住宅や民間施設等への緑化啓発により「流山グリーンチェーン戦略」を推進し、緑視率が高く、みどり豊かな街並みの形成に取り組みます。※本事業は、グリーンチェーン認定レベル2に該当する緑化率12%を目標としています。	まちづくり推進部長	みどりの課長
	良質なみどりの拠点保全事業	土地所有者から借り受けている市民の森等について保全に向けた取り組みを進めるとともに、自然に触れながら散策等をできるよう、園路等の施設整備を行います。		
	みどりを支える人づくり事業	みどりを守り、育てる人材を育成するため、ボランティア育成や緑化に係る各種講習会やオープンガーデンの支援を実施し、本市の魅力づくりに市民と協働で取り組みます。		
	新たな賑わい空間創出事業	つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業の進捗に合わせて、都市施設として必要な公園施設の整備を実施します。		
	安心安全な公園づくり事業	既存公園の遊具を始めとした公園施設の安全点検・補修・更新を行い利用者の安全性・利便性の向上を図ります。	環境部長	環境政策課長
	生物多様性地域戦略推進事業	生物多様性なごれやま戦略（第二期）に基づき、各重点拠点のモニタリング調査、植樹事業、市の鳥に関する事業等を行うことにより、市民への生物多様性に関する啓発を行います。		
	河川等維持補修事業	河川施設等が適切な排水機能を維持できるように補修及び修繕を行います。	土木部長	河川課長
	利根運河エコパーク関連事業	利根運河の水質改善や利用者の利便性向上のため、河川空間を整備します。		
	認定農業者支援事業	本市農業の中心的な役割を担っている認定農業者が購入する環境配慮型農業資材費の一部を支援することにより、生産規模の拡大及び効率化を図り、更なる農業振興を推進します。環境配慮型農業資材の購入を促進することにより、減農薬、化学肥料使用の削減に繋がり環境にやさしい農業を推進します。	経済振興部長	農業振興課長
	エコ農業推進事業	消費者ニーズに合わせた農業を推進するため、農薬や化学肥料の使用量を減らすなど環境に配慮したやさしい野菜の生産を推進します。		
	市民農園事業	遊休農地等を土地所有者から借上げ、市民農園として市民が農作業を実践する場、家族や市民相互のふれあいの場として有償提供するとともに、更なる遊休農地の有効活用を図ります。		

2 エネルギー効率が高く、太陽の力を活用する低炭素なまち	地球温暖化対策事業	地球温暖化対策実行計画に基づき、太陽光発電設備等への補助事業や緑のカーテンによる啓発等の事業を行います。令和5年度から、集合住宅や事業所への太陽光発電設備への補助事業を開始します。	環境部長	環境政策課長
	TX 東京駅延伸促進事業	利用者の更なる安全性確保及び利便性向上を図るため、つくばエクスプレスの車両編成8両化・東京駅延伸の早期実現・通学定期乗車券の運賃引き下げについて、鉄道事業者等へ要望します。	まちづくり推進部長	まちづくり推進課長
	ぐリーンプラス運行事業	交通利便性を向上させるため、民間バス路線の運行が困難かつ需要の見込める地域における交通手段確保を目的として、駅と周辺住宅地を結ぶコミュニティバスを運行します。		
	地域公共交通活性化事業	地域公共交通を維持・確保するため、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにするとともに、妊産婦が通院や健診等でタクシーを利用する際の費用の一部の助成、高齢者免許返納一時金制度、デマンドタクシーの導入などまちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークを整備します。	土木部長	道路管理課長
	道路維持補修事業	広く一般に供用されている、河川占用を含む市道の路肩等の草刈りを実施し、一般通行に支障を生じないよう良好な交通環境の維持保全に努め、自動車及び歩行者等の道路利用者の円滑な通行と安全を図ります。		
3 ごみを少なく、資源を有効に利用する循環型のまち	ごみ減量・資源化事業	ごみの減量、分別促進を図るため、指定ごみ袋やごみ分別アプリの導入、食品ロス削減の先進地視察などを実施します。	環境部長	クリーンセンター所長
	リサイクル推進事業	集団回収を実施するリサイクル団体の活動支援やごみ減量化促進ポスターコンクールの開催及び各種講座等を開催します。また、生ごみ肥料化処理器による生ごみの減量化及び再資源化を図るとともに、購入者に費用の一部を補助します。		
	ごみ収集事業	各家庭からごみ集積所に排出される一般廃棄物を衛生的に処理するため、ごみの収集を業務委託し、ごみを適正に処理することによって、市民一人一人が衛生的な中で生活が営むことができる環境づくりに努めます。		
	ごみ焼却施設整備事業	ごみ焼却施設の安全操業と適正な廃棄物処理を継続するため、設備の定期的な点検整備を実施します。		
	廃棄物処理施設延命化事業	平成16年2月竣工のごみ焼却施設の延命化を図るため、令和2年度に策定した長寿命化総合計画に基づき、令和4年度から令和7年度までの4か年継続事業として、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事を実施します。		
	路上喫煙の防止及びまちをきれいにする事業	道路や道路附属施設を適切に管理し、道路使用者の安全性を高め、健全な道路環境を保全します。		環境政策課長
4 快適な生活環境で、安心して健康に暮らせるまち	景観形成推進事業	景観計画及び景観条例に基づき良好な景観の形成を目指します。	まちづくり推進部長	都市計画課長
	広告物等推進事業	良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止のため、広告物等について適正な規制と啓発に努めます。		
	江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業	公共下水道整備の拡大を図ることで、市民に快適な生活環境を提供するとともに、公共用水域を保全します。整備区域として、中野久木、美原2丁目、古間木、鰯ヶ崎、前ヶ崎、向小金3丁目地先の順次整備拡大を図ります。	上下水道局次長	下水道建設課長

	手賀沼流域 関連公共下 水道整備事 業	公共下水道整備の拡大を図ることで、市民に快適な生活環境を提供するとともに、公共用水域を保全します。整備区域として、青田、駒木台、駒木地先の順次整備拡大を図ります。		
	浄化槽設置 事業	浄化槽計画区域において、単独処理浄化槽及び汲み取り便所から合併処理浄化槽へ転換します。		
	ストックマ ネジメント 事業	下水道管路施設の計画的な維持管理、改築・更新を進めます。		
5 環境保全と改善に取り組むまち	地球温暖化 対策事業	環境学習と環境保全活動を推進させるための普及啓発の一環として、環境学習講座を開催します。	環境部長	環境政策 課長

(2) 令和5年度の進捗状況

令和5年度の主な事務事業の進捗は以下の通りです。

1 自然と共生しオオタカがすむ、緑と水に育まれるまち

事業名	令和5年度の取組み	次年度以降の取組み
まちなか森づくり事業	・小山小学校前の街路樹植栽を行いました。また南流山駅前広場、江戸川台西1丁目及び2丁目地先の市道などへ高木及び低木植栽を行いました。 ・グリーンチェーン認定による緑化率が目標値を上回り、まちなかの緑化が促進されました。令和5年度までのグリーンチェーン認定実績は387件、9,534戸となりました。	・引き続き、まちなかへの植栽を行いみどり豊かな街並みの形成に取り組めます。 ・グリーンチェーン認定取得促進のため、事業者への丁寧な指導を行います。
良質なみどりの拠点保全事業	・愛宕ふれあいの森の整備工事を行いました。また、市内の緑被率を測定し、みどりの現状把握を行いました。 ・市民の森や借地公園の地権者と良好な関係を築きました。	・引き続き、市民の森の保全に向けた取り組みを進めていきます。
みどりを支える人づくり事業	・緑化に関する講習会を合計で9回開催しました。 ・都市公園条例改正に伴い、意見を聴取するため、みどりの委員会を開催しました。 ・4年ぶりとなるオープンガーデンの開催を支援しました。	・緑化に関する講習会を開催し、市民の緑化意識の啓発を図ります。 ・オープンガーデンでは、広報・HPや交通機関等で広く周知し、引き続き支援していきます。
生物多様性地域戦略推進事業	・流山市役所、森の図書館でオオタカパネル展を開催しました。 ・一般社団法人千葉県トラック協会の支援を受け、まちなか森づくりプロジェクトとして、鰯ヶ崎4号公園で計6本の植樹を行いました。 ・グリーンウェイブで市内小学校等4箇所に計112本の植樹を行い、緑の創出に努めました。	・生物多様性ながれやま戦略に位置付けている重点地区・拠点のモニタリング調査を引き続き行い、環境の保全・回復に努めます。 ・市の鳥に制定したオオタカや生物多様性に関する啓発を行います。 ・市内の自然環境について啓発を行う生物多様性シンポジウムを開催します。

河川等維持補修事業	・効率的な補修を行い、水路や河川施設の適切な機能維持に努めました。 ・補修対象の施設や住民からの要望が増加していることから、施設の健全度や補修の優先度を的確に見極め、限りある予算と人員で効率的に対応することができました。	・職員によるパトロールや施設点検により、河川施設の老朽箇所の早期発見に努めます。
エコ農業推進事業	・減農薬、減化学肥料による環境への負荷を低減する方向の農業生産を進めるため、低農薬、低化学肥料購入費の一部を補助金として支援しました。	・減農薬、減化学肥料による有機農業を行う堆肥の導入を継続できるよう支援に取り組みます。
認定農業者支援事業	・認定農業者への資機材等の補助を通じて継続的な支援に取り組みました。	・生産規模の拡大及び効率化を図るため、本市の農業の中心的な役割を担っている認定農業者が購入する環境配慮型農業資材費の一部を補助します。
市民農園事業	・遊休農地の有効活用を図るため名都借、大畔、駒木台、西深井、こうのす台の 5 地区の借上げに取り組みました。	・引き続き遊休農地の有効活用として、名都借、大畔、駒木台、西深井、こうのす台の 5 地区の借り上げに取り組みます。

2 エネルギー効率が高く、太陽の力を活用する低炭素なまち

事業名	令和 5 年度 の 取 組 み	次年度以降の取組み
地球温暖化対策事業	・住宅用省エネルギー設備等設置補助金は、太陽光発電設備は 87 件、エネファーム 16 件、リチウムイオン蓄電システム 64 件、V2H 13 件、電気自動車 15 件、プラグインハイブリッド自動車 5 件、断熱窓 10 件、合計 16,391,000 円の補助金を交付し、地球温暖化対策を推進しました。 ・ゴーヤ配布実績は自治会や学校等の公共施設に種 29,775 粒、苗 1,050 株を配布し、緑のカーテンの普及促進に努めました。	・引き続き、住宅用省エネルギー設備の普及に努めます。 ・学校以外の公共施設は種からのゴーヤの育成に変更し、自治会配布についても苗から種への育成の普及に努めます。
ぐりーんバス運行事業	・利便性向上のため、美田・駒木台ルートの経路を見直しました。(令和 6 年度から見直し経路にて運行開始) ・流山ぐりーんバスの運行については、車内広告スペースを活用した広報活動等をとおして利用者数向上を図りました。	・バスの運行により、市民の移動の利便性を確保します。 ・経路の見直しやダイヤの改正を検討し、一層の利便性向上に努めます。
地域公共交通活性化事業	・マタニティタクシー利用助成制度を導入し、妊産婦の移動に関する不安を軽減するほか、市内公共交通の利用促進に努めました。 ・高齢者免許返納一時金制度を導入し、高齢運転者の事故防止を図るほか、市内公共交通の利用促進に努めました。	・マタニティタクシー利用助成制度及び高齢者免許返納一時金制度を継続します。 ・公共交通検討地域等の新たな公共交通導入について具体的な交通手段の検討を進めます。

3 ごみを少なく、資源を有効に利用する循環型のまち

事業名	令和5年度の取組み	次年度以降の取組み
ごみ減量・資源化事業	・施設見学や広報ながれやま、市ホームページ、自治会等回覧などの広報活動の他に、ごみ分別アプリの利用促進を図り、周知を行いました。 ・環境省3R推進月間の一環として、ごみの減量・資源化を広く市民に周知し、理解と協力を得るため、10月1日から10月31日の期間に、市内公共施設11ヶ所でごみの減量・啓発のための横断幕及びのぼり旗を掲示しました。また、ごみ出前講座（ケロクルミーティング）を自治会等を対象に7回実施しました。	・広報ながれやま、市ホームページ、自治会等回覧などの広報活動の他に、減量等推進員会議等を通じ、ごみ分別促進アプリやごみ出前講座の制度の周知に努めます。 ・ごみ出前講座は、身近なごみの分別の疑問点やその地域での問題について懇談する場で、身近な問題解決の一翼を担っていることから、開催数を増やし、ごみ減量・資源化の推進を図ります。
リサイクル推進事業	・集団回収や生ごみ肥料化処理器についてわかりやすい広報を行うことで、ごみの減量・資源化の促進を図りました。 ・リサイクル意識及び地域コミュニティの醸成等を目的として、資源物の集団回収における支援を254団体に行うとともに、資源物持ち去り防止パトロールを実施し、リサイクル団体による集団回収の円滑な推進に努めました。	・集団回収制度の認知度を上げるとともに、排出ルールの周知を図っていきます。
ごみ収集事業	・「流山市家庭ごみの正しい分け方・出し方パンフレット」を刷新し、令和6年3月から市民への配布を行いました。	・事業系廃棄物の受入基準の見直しを行うことから、事業系廃棄物の見直しに関わるお問合せダイヤルを設置するなど、事業者への丁寧な対応に努めると共に、事業系一般廃棄物の減量・資源化の啓発に努めます。
路上喫煙の防止及びまちをきれいにする事業	・路上喫煙防止重点区域について、路面シールを補修含め55枚追加で設置しました。 ・パトロールにより166件の指導を行いました。 ・令和5年度の路上喫煙及びポイ捨て防止キャンペーンについては、南流山駅周辺と流山おおたかの森駅周辺にて、啓発活動を各1日実施しました。	・パトロールを行う臨時職員に警察官OBを採用し、パトロール・指導によりマナーの向上及び路上喫煙の防止に努めます。 ・路上喫煙やポイ捨ての防止対策を強化するため、朝・夕の通勤時間帯のパトロールを実施します。

4 快適な生活環境で、安心して健康に暮らせるまち

事業名	令和5年度の取組み	次年度以降の取組み
景観形成推進事業	・周辺の景観に影響が大きいと認められる計画については、景観まちづくりアドバイザー会議を年1回開催し、専門的な助言を得ました。景観法第16条に基づく届出は213件あり、届出者に対し指導や誘導を行いました。	・建築業者・開発業者に対して、景観計画に基づき指導を行い、良好な景観形成を誘導します。
江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業	・中野久木、美原2丁目、古間木、鰯ヶ崎、前ヶ崎、向小金3丁目、延長約3km、面積約13haについて下水道工事を発注しています。残りについては、繰越事業として整備を進めます。	・下水道工事の適切な工法選定により費用対効果を向上させつつ、工事の早期完成を目指します。
手賀沼流域関連公共下水道整備事業	・青田、駒木台、駒木、延長約2km、面積約6haについて下水道工事を発注しています。残りについては、繰越事業として整備を進めます。	・下水道工事に適切な工法選定等により費用対効果を向上させつつ、工事の早期完成を目指します。
浄化槽設置事業	・「利根運河等水質改善モデル事業」として最大30万円を上乗せ補助し、転換工事の加速化を図り、年間転換基数50基を行いました。	・継続して最大30万円を上乗せ補助し、転換工事の加速化を図り、年間転換基数50基を行います。

5 市民・事業者が積極的な環境保全と改善に取り組むまち

事業名	令和5年度の取組み	次年度以降の取組み
地球温暖化対策事業	・一般市民を対象とした市民環境講座を4回実施し、参加者数は延べ221人となりました。	・市民環境講座については、引き続き、子ども達が興味を持つような教材を用いる親子向け講座を中心として、若い世代の参加者と新規の参加者を増やすためにより身近で参加しやすいテーマでの講座を実施します。

(3) 各部署の取り組みの公表

各部署における環境マネジメントシステムの進捗は、年度当初に各部署ごとに取り組みを定め、市ホームページ「部局長の仕事と目標」のページに「環境への取組み」として公開しています。

総合政策部
○前年度の評価 【秘書広報課】 ・広報発行業務における古紙100%配合の再生紙や、植物性インキの使用により環境に配慮した発行を実施しました。 ・庁内各課連絡について、可能な限り電子データ等を活用し、ペーパーレスに努めました。 【企画政策課】 ・昼休みの消灯や離席の際にパソコンをスリープ状態にし、電気の使用量削減に努めました。 ・印刷やコピーを必要最低限にし、紙の使用量削減に努めました。 【マーケティング課】 ・印刷時の両面印刷の徹底、情報の電子データ化を図り、紙使用量の削減に努めました。 ・離席時のパソコン休止や、昼休みの消灯などの節電に努めました。 ・イベント実施時におけるゴミの分別の徹底及び総排出量の抑制を図りました。（出店業者への啓発、会場設営時の工夫等） 【情報政策・改革改善課】 ・備品や消耗品の購入にあたっては、積極的にグリーン購入対象品を購入しました。 ・会議資料を簡素化し、印刷物の削減に努めました。 【工事検査室】 ・建設副産物の適正処理について工事検査時に指導・助言を行いました。 ・環境負荷の低い建設機械の周知に努めました。
○今年度の取組み 【秘書広報課】 ・引き続き、電子決裁や電子データ等を活用することにより、古紙100%配合の再生紙を使用に努めます。 ・広報印刷業務では、「ゼロカーボンシティ」の推進のもと、更なる環境に配慮したインクの使用に努めます。 【企画政策課】 ・消耗品等の購入の際は、グリーン購入適合品を購入するよう努めます。 ・印刷時には、両面印刷や集合印刷等を行い、紙の使用量削減に努めます。 【マーケティング課】 ・可能な限りペーパーレス化を図り、紙の使用量削減に努めます。 ・備品や消耗品の購入にあたっては、積極的にグリーン購入対象品を購入します。 ・両面印刷や集約印刷を活用し、必要最低限の紙使用にとどめます。 【情報政策・改革改善課】 ・印刷機の両面集約機能により、無駄な印刷の削減を推進します。 ・グループウェア各課連絡の電子承認機能や閲覧機能を活用し、印刷の削減を推進します。 【工事検査室】 ・建設資材のリサイクル品利用と発生する建設副産物の再生資源化促進について指導します。 ・両面、編集、電子印刷を行い紙や電力の減量に努めます。

総務部
○前年度の評価 【総務課】 ・グリーン購入については、指定品に限られている印刷機のトナーを除き、ほぼ適合品を購入しました。 ・用紙の使用量の削減については、両面印刷の徹底のほか、不要紙の再利用に取り組みました。 ・電気使用量の削減については、昼休みの執務室の消灯のほか、離席時にパソコン画面を閉じることに取り組みました。 【人材育成課】 ・事務用品などの購入について、グリーン購入に努めました。 ・会議や研修の資料については、両面印刷を行い用紙の使用量の削減に努めました。 ・昼休みや帰庁時に照明を消すなど、電気使用量の削減に努めました。 【財産活用課】 ・事務用品などの購入について、グリーン購入に努めました。 ・用紙については、原則両面印刷を心掛け、使用量の削減に努めました。 ・民間による省エネルギー化事業（ＥＳＣＯ事業）を導入している１２施設について二酸化炭素排出削減を図ることができました。
○今年度の取組み 【総務課】 ・事務用品等の特定調達品については、グリーン購入を推進します。 ・会議資料の印刷は内容を集約し、紙の節約に努めます。 ・不要になった紙の再利用に努めます。 ・電気使用量の削減に努めます。 【人材育成課】 ・事務用品などの購入に当たっては、グリーン購入対象品を積極的に購入します。 ・会議や研修の資料については、両面印刷・集約印刷を行い、用紙の使用量の削減に努めます。 ・昼休みや帰庁時は照明を消し、電気の使用量を削減します。 【財産活用課】 ・事務用品などの購入に当たっては、グリーン購入対象品を積極的に購入します。 ・紙の集約化や両面印刷により、用紙の使用量削減に努めます。 ・離席時はパソコンを閉じ、昼休みや帰庁時は照明を消すなど、電気の使用量を削減します。
財政部
○前年度の評価 【財政調整課】 ・始業前及び昼休みは事務室を消灯しました。 ・両面印刷や裏紙使用により、用紙使用量の削減に努めました。 【税制課】 ・電子データによるチェックや印刷プレビュー機能を活用し、印刷ミスを防ぎました。 ・離席の際は、パソコン画面を閉じ消費電力を削減しました。 【市民税課】 ・電子データを活用した事務処理を進め、紙の使用量を更に削減しました。 ・ごみの持ち帰りを徹底し、廃棄物の発生を削減しました。 ・離席時にパソコンの蓋を閉じ、必要に応じて電気を消灯し、電気使用量を削減しました。 ・グリーン製品購入率９０％以上の目標を達成しました。 【資産税課】 ・新規導入した固定資産評価用タブレット機器を試用し、事務の効率化と併せてコピー用紙の削減等、省力化を図りました。
○今年度の取組み 【財政調整課】 ・始業前及び昼休みの事務室消灯を継続します。 ・会議等で離席する時はパソコンの蓋を閉じ、電力の削減に努めます。 ・引き続き両面印刷や裏紙使用により、用紙使用量の削減を図ります。 【税制課】 ・始業前、昼休み時には、事務室内の電灯の使用を抑制します。 ・両面印刷や裏紙印刷の利用により、印刷用紙の削減に努めます。

・ＯＡ機器を一定時間使わない場合は、スリープ機能を活用し、消費電力の削減に努めます。 【市民税課】 ・電子データを活用した事務処理を進め、紙の印刷時には両面印刷、集約印刷を徹底することで紙の使用量を更に削減します。 ・ごみの持ち帰りを徹底し、廃棄物の発生を削減します。 ・離席時はノートパソコンの蓋閉じを徹底し、電気の使用量を削減します。 ・グリーン製品を率先して購入し、引き続き購入率を９０％以上にします。 【資産税課】 ・昨年度導入した固定資産評価用のタブレット機器を本格稼働し、用紙の使用量削減や省力化を図ります。 ・公用車の使用時において、アイドリングストップの徹底等、二酸化炭素排出量削減に努めます。
市民生活部 ○前年度の評価 【市民課】 ・コンビニ交付を推進し、窓口での申請用紙の削減に努めました。 ・両面印刷や、集約印刷により、コピー用紙使用枚数の削減に努めました。 ・消耗品等の購入においては、グリーン購入適合品の調達に努めました。 ・昼休みの消灯や離席時のパソコン休止などにより、節電を心がけました。 【コミュニティ課】 ・資料等作成時に両面印刷や両面コピーすることで、紙の節約に努めました。 ・ごみの分別やりサイクルを行い、廃棄物の抑制に努めました。 ・昼休みの消灯や、離席時のパソコン休止などにより節電を図りました。 ・ノー残業デーやクールアースデーは定時退庁に努めました。 ・消耗品等の購入の際は、グリーン購入適合品の調達に努めました。 【防災危機管理課】 ・コピー用紙の使用枚数については、両面印刷やページ集約機能を活用し印刷を行うほか、大量の電子データについても必要最小限の印刷に留めるなど、ペーパーレス化に努めました。 ・消耗品の購入については、グリーン購入物品であるか確認を行った上で、調達に努めました。 ・賞味期限が近い備蓄食糧については自治会、保育園、学校等に提供を行い、廃棄食糧の削減に努めました。 【保険年金課】 ・資料等の作成については、両面コピー、集約印刷、プリンタプレビュー機能利用による誤印刷防止し、紙資源の節約に努めました。 ・離席時にＰＣを閉じて消費電力の縮小に努めました。 ・ノー残業デーやクールアースデーは、定時退庁に努めました。 ・消耗品（紙類・文具等）の購入に当たっては、グリーン購入法適合品の調達に努めました。
○今年度の取組み 【市民課】 ・事務の効率化を図り、時間外勤務を削減し、電気使用量の抑制に努めます。 ・コンビニ交付を推進し、窓口での申請用紙の削減に努めます。 ・コピー用紙使用料の削減に努めます。 ・消耗品等の購入においては、グリーン購入適合品の調達に努めます。 【コミュニティ課】 ・資料等作成の際には、両面印刷、両面コピーにより紙の節約に努めます。 ・プリンターのプレビュー機能の活用により、無駄な印刷を減らすよう努めます。 ・ごみの分別やりサイクルを行い、廃棄物の抑制に努めます。 ・昼休みの消灯や離席時のパソコン休止などにより、節電を心がけます。 ・ノー残業デーやクールアースデーの定時退庁に努めます。 ・消耗品等の購入の際は、グリーン購入適合品の調達に努めます。 【防災危機管理課】 ・レイアウト出力や校閲機能の活用、不必要な印刷の削減に努め、出力枚数の削減に努めます。 ・離席時にＰＣを閉じて消費電力の削減に努めます。 ・備蓄食糧の廃棄を減らすため、賞味期限到達前に自治会等への物資の配布を行います。 【保険年金課】 ・資料等の作成については、両面コピー、集約印刷、プリンタプレビュー機能利用による誤印刷防止を徹底し、引き続き紙資源の節約に努めます。 ・ＰＣ画面上で文書を確認し、印刷の削減に努めます。

・離席時にＰＣを閉じて消費電力の縮小に努めます。 ・ノー残業デーやクールアースデーは、定時退庁に努めます。 ・消耗品（紙類・文具等）の購入に当たっては、グリーン購入法適合品の調達に努めます。
健康福祉部
○前年度の評価 【社会福祉課】 ・近距離の訪問時には自転車を利用し、公用車の利用削減に努めました。 ・ＯＡ機器の待機電力の削減を徹底しました。 【高齢者支援課】 ・上質紙等の使用について、両面・集約印刷、ＰＤＦや電子媒体などを活用し、ペーパーレス化に努め、使用量削減に努めました。 ・事務室内の冷暖房の温度管理を徹底し、クールビズやウォームビズに積極的に取り組むことで、節電に努めました。 【介護支援課】 ・ノー残業デー時等に、業務終了後、速やかな退庁、消灯をし、消費電力の削減に努めました。 ・ごみの分別を明確に行い、リサイクルも活用し廃棄物の抑制に取り組みました。 【障害者支援課】 ・「ノー残業デー」・「クールアース・デー」の実施時には、積極的に声を掛けあい、課全体で定時退庁に努めました。 ・ＯＡ機器の待機電力の削減を徹底しました。 【児童発達支援センター】 ・コピーについては、両面印刷・集約印刷に努め、大量の印刷物については、印刷室を利用しました。 ・「クールアース・デー」「ノー残業デー」の実施を徹底し、残業時間の削減に努めました。 ・部屋の電気、空調機、ＰＣの節電に努めました。 【健康増進課】 ・「ノー残業デー」「クールアース・デー」時には、朝のミーティングで声かけを行い、可能な範囲で定時退庁に努めました。昼休みの消灯、部屋の利用時以外の消灯等、各職員が意識して節電に取り組むことができました。 ・公用車の予約システムの利用により職員の行先を共有し、公用車の乗合使用を心掛けました。
○今年度の取組み 【社会福祉課】 ・印刷時は、両面印刷・集約印刷に努め、紙の使用量の削減に取り組みます。 ・離席時のパソコン節電や昼休みの消灯などの節電に努めます。 【高齢者支援課】 ・「ノー残業デー」には朝ミーティングで声掛けを行い、定時退庁に努めるとともに、残業時間の短縮に努めます。 ・事務室内の電気、冷暖房、ＰＣの使用において職員同士の声掛けやクールビズ等に積極的に取り組み、節電に取り組めます。 【介護支援課】 ・コピー用紙使用削減のため、集約機能の積極的活用や、電子媒体を使用しペーパーレス化に努めます。 ・ＯＡ機器の待機電力の削減に取り組めます。 【障害者支援課】 ・コピー用紙等について、両面・集約印刷、ＰＤＦ化などの機能を利用し使用量削減に取り組めます。 ・離席時にパソコンディスプレイを閉じる、退庁時のプリンターの電源を切るなど待機電力の削減に各職員が積極的に取り組みます。 【児童発達支援センター】 ・「ノー残業デー」・「クールアース・デー」の実施時には、朝ミーティングで声掛けを行い、課全体で定時退庁に努めます。 ・支援後の部屋の消灯、空調機の電源を切る、離席時にＰＣのディスプレイを閉じる等こまめな節電に取り組めます。 【健康増進課】 ・昼休みや各部屋の利用時以外の消灯、離席時にパソコンを閉じる等こまめな節電に努めます。 ・本庁への公用車の乗合使用に努めます。 ・印刷は必要最低限とし用紙の使用量削減に努めます。

子ども家庭部
○前年度の評価 【子ども家庭課】 ・両面コピーや分割印刷等により用紙の使用量の削減を図りました。 ・資源ごみの分別を行い、廃棄物発生量の抑制を図りました。 ・消耗品等については、グリーン購入に努めました。 【保育課】 ・不要な印刷を控え用紙の使用量低減に努めました。 ・消耗品等の購入は、グリーン購入に努めました。 ・公用車の運転はエコ運転に努めました。 ・資源ごみの分別を徹底し、ごみの発生量抑制に努めました。
○今年度の取組み 【子ども家庭課】 ・消耗品等グリーン購入ができる品目については、グリーン購入を推進します。 ・両面印刷と電子媒体の使用推進し、不要な印刷を控えます。 ・資源ごみの分別を図り、廃棄物発生量の抑制に努めます。 【保育課】 ・不要な印刷を控え、両面印刷を徹底することで用紙の使用量低減に努めます。 ・消耗品等の購入は、グリーン購入に努めます。 ・公立保育所へ配置する公用車を年内にＥＶ車に切り替え、引き続きエコ運転に努めます。 ・給食の牛乳パック（紙）をリサイクルするほか、資源ごみの分別を徹底しごみの発生量抑制に努めます。
経済振興部
○前年度の評価 【商工振興課】 ・商店街がＬＥＤ化した街路灯の電気代の全額助成をしました。 ・昼休み時間の消灯、離席時のパソコンの休止を徹底し、節電に努めました。 ・消耗品等の購入の際は、グリーン購入適合品の調達に努めました。 【流山本町・利根運河ツーリズム推進課】 ・昼休み時間の消灯、離席時のパソコンの休止を徹底し、節電に努めました。 ・消耗品等の購入の際は、グリーン購入適合品の調達に努めました。 【農業振興課】 ・地産地消を推進するため「米飯給食」や「農産物直売所」とおして流山産農産物の地産地消の普及促進のＰＲに努めました。 ・直売所での売れ残った野菜の回収も適切に行いました。 ・環境に配慮した資材を購入した農業生産者に購入費の一部を補助しました。
○今年度の取組み 【商工振興課】 ・商店街がＬＥＤ化した街路灯の電気代の全額助成、市内事業者が環境マネジメントシステム（ＩＳＯ、ＥＡ２１）を導入した場合の経費の一部を助成します。 ・消耗品等の購入の際は、グリーン購入適合品の調達に努めます。 ・昼休み時間の消灯、離席時のパソコン休止を行うなど、節電に努めます。 ・印刷やコピーによる紙の使用削減に努めます。 【流山本町・利根運河ツーリズム推進課】 ・消耗品等の購入の際は、グリーン購入適合品の調達に努めます。 ・資料作成の際は、両面印刷、両面コピーするなどして、さらにペーパーレスに努めます。 ・昼休み時間の消灯、離席時のパソコン休止を行うなど、引き続き節電に努めます。 【農業振興課】 ・流山産農作物の地産地消を推進します。 ・生産者等に対して環境に配慮した資材購入、使用促進に努めます。 ・農業生産者にも省エネ等の啓発に努めます。 ・消耗品等の購入に際しては、グリーン適合品の購入に努めます。 ・印刷やコピーは必要最小限とし、両面印刷、集約印刷による紙使用の削減に努めます。
環境部
○前年度の評価 【環境政策課】 ・住宅用省エネルギー設備への補助事業や太陽光発電設備の無償設置に対する補助事業を継続するとともに、集合住

宅や商業施設などに設置した電気自動車等の充電設備購入費に対する補助制度を導入し、脱炭素を促進しました。 【クリーンセンター】 ・ごみ焼却施設については、法令で定められている定期点検整備を実施することで、資源・エネルギーの効率的な回収、環境負荷の低減に努めました。 ・指定ごみ袋や生ごみ肥料化処理器購入補助金制度、ごみ分別アプリの導入などにより、ごみ分別及び減量化・資源化を促進し、ごみの全体処理量及び焼却するプラスチックの削減に努めました。 ・森のまちエコセンターにおいては、剪定枝から堆肥を作り定期的に市民に配布することで、循環型社会の形成を図りました。
○今年度の取組み 【環境政策課】 ・環境基本計画及び生物多様性ながれやま戦略の改定に取り組むとともに、ゼロカーボンシティの実現を目指して、補助金制度の再構築や、国の重点対策加速化事業に応募する準備を進めます。 【クリーンセンター】 ・ごみ焼却施設については、法令で定められている定期点検整備を実施するとともに、令和7年度まで基幹的設備改良工事を実施することにより、資源・エネルギーの効率的な回収、環境負荷の低減に努めます。 ・指定ごみ袋や生ごみ肥料化処理器購入補助金制度、ごみ分別アプリの導入などによる効果等を検証し、ごみの全体処理量及び焼却するプラスチックの削減に努めるとともに、事業系一般廃棄物の増加抑制について、次年度から実施できるよう研究します。 ・剪定枝や落ち葉等については、資源化できるよう収集方法等について検討します。 ・森のまちエコセンターにおいては、剪定枝から堆肥を作り定期的に市民に配布することで、循環型社会の形成を図ります。また、生ごみ処理器により家庭で生成した堆肥について、森のまちエコセンターの剪定枝と混合して利用できるよう研究します。
まちづくり推進部
○前年度の評価 【まちづくり推進課】 ・つくばエクスプレス沿線土地地区画整理事業を施行している地区では、みどりの回復を目指し、より多くの街路樹植栽を行うよう施行者や建築事業者に協力を求めました。 ・良質な緑の拠点を保全するため、流山おおたかの森駅周辺都市広場の適切な管理に努めました。 ・つくばエクスプレス沿線の土地地区画整理事業に係る環境影響評価の調査を毎年度行い、地区内に存する動植物や湧水等の実態を把握し、希少種の保全や生活環境の保全に努めました。 ・流山ぐりーんバスを始めとした公共交通機関では、新型コロナウイルス感染症予防策を利用者へ周知するとともに、窓開けや換気装置による車内換気などにより感染症拡大防止に取り組むよう、各社に協力を求めました。 【みどりの課】 ・既存の公園・緑地・市民の森等の適切な管理を行い、良質な緑の拠点を保全に努めました。 ・つくばエクスプレス沿線土地地区画整理事業等により生み出された、新たな都市公園の整備を行いました。 ・まちなか森づくりプロジェクトによる街路樹植栽や流山グリーンチェーン戦略の推進により、まちなかに新たな緑を創出しました。 ・市民の緑化意識の向上を図るため、ボランティアの育成や緑化に関する講習会を実施しました。 【都市計画課】 ・事業者等に対し、景観計画に基づき丁寧な指導を行い、良質な住環境形成の推進に努めました。 【建築住宅課】 ・長期優良住宅の認定において、省エネルギー対策等に関する措置が基準を満たしているかを適切に審査し認定業務を行いました。 ・建物の解体工事、新築工事等において特定建設資材の分別解体及び再資源化等を促進するためパトロールを実施し、分別についての説明を行いました。 ・既存住宅の耐震診断・改修について、ホームページ、広報及び戸別訪問による情報提供及び啓発を行いました。 ・住み替え支援相談会については、新型コロナウイルス感染対策として、ZOOMを活用したオンライン相談会を開催しました。 ・公営住宅の長寿命化計画に基づき、市営住宅柳田団地4号棟の屋上防水改修工事を実施し、安全で快適な住まいを長期間確保することで、LCC（ライフサイクルコスト）の低減を図りました。 ・空家等対策協議会を設置するとともに、空家等対策計画及び住生活基本計画を策定し、空家対策の推進を図りました。 【宅地課】 ・環境に配慮した街づくりを目指し、雨水の再利用や浸透施設の設置、また更なる緑化に努めるよう開発指導において協力を求めました。
○今年度の取組み

【まちづくり推進課】 ・つくばエクスプレス沿線で土地区画整理事業を施行している地区では、より多くの街路樹植栽を行うよう施行者に協力を求め、みどりの回復を目指します。 ・流山おおたかの森駅周辺都市広場の適切な管理とともに、流山おおたかの森駅周辺での建築に際し、事業者へ建築計画の説明を求め、地域性に配慮した樹種による植栽に努めるよう協議を行い、みどりの回復を目指します。 ・つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業に係る環境影響評価の調査を毎年度行い、地区内に存する動植物や湧水等の実態を把握し、希少種の保全や生活環境の保全に努めます。 ・流山ぐりーんバスについては、慢性的な交通渋滞が生じるルートを変更し、円滑に運行することで、温室効果ガスの排出量の削減を目指します。 【みどりの課】 ・既存の公園・緑地・市民の森等の適切な管理を行い、良質な緑の拠点として保全します。 ・新たなみどりの創出に向け、まちなか森づくりプロジェクトや流山グリーンチェーン戦略を推進し、まちなかの緑を創出していきます。 ・ボランティアの育成や緑化に関する講習会を実施し、市民の緑化意識の向上を図り、みどりを担う人材育成に努めます。 【都市計画課】 ・流山市の特徴である緑豊かな景観の保全・創出や、地域の特性に応じた良質な住環境の形成を推進するため、景観計画に基づく指導及び景観計画の周知に努めます。 【建築住宅課】 ・「長期優良住宅の認定制度」や「建築物省エネ法」を周知し、環境への負担が少ない建築物の普及に努めます。 ・建設工事及び解体工事等に関して、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の再資源化を促進します。 ・民間建築物の耐震診断・改修、高齢者住み替え支援制度により、建築物の長期利用を促進します。 ・公営住宅を計画的にメンテナンスすることにより、施設の長寿命化を図ります。 【宅地課】 ・開発事業者に対し、環境に配慮したまちづくりの推進を図るため、緑化や雨水浸透施設の設置について指導を行います。
土木部 ○前年度の評価 【道路管理課】 ・道路補修工事において、溶融スラグ入りのアスファルト混合物の利用に努めました。 【道路建設課】 ・道路改良等工事において、溶融スラグ入りアスファルト混合物を始めとした再生建設資材の利用に努めました。 ・歩道新設及び改良時には、透水性アスファルトを使用し、良好な水循環の形成に努めました。 【河川課】 ・開発事業者及び建築事業者に、雨水貯留施設・雨水浸透施設の設置を指導し、水循環の保全と雨水流出抑制に努めました。 ・雑草の繁茂や汚泥の堆積による水路環境の悪化を防止しました。 ・国土交通省江戸川河川事務所と協働し、河川の水質・生態系の保全、再生を目的とした、小学生対象の総合学習を3回実施しました。 ○今年度の取組み 【道路管理課】 ・道路補修工事においては、溶融スラグの活用に努め、廃棄物の処理削減に努めます。 【道路建設課】 ・道路改良等工事において、溶融スラグ入りアスファルト混合物を始めとした再生建設資材の利用に努めます。 ・歩道新設及び改良時には、透水性アスファルトを使用し、良好な水循環の形成に努めます。 ・道路緑化工事を行い、緑の創出に努めます。 【河川課】 ・開発事業者及び建築事業者に、雨水貯留施設・雨水浸透施設の設置を指導し、水循環の保全と雨水流出抑制に努めます。 ・水路等のパトロールを強化し、流下機能を維持するとともに雑草の繁茂や汚泥の堆積による水路環境の悪化を未然に防止します。 ・国土交通省江戸川河川事務所と協働し、河川の水質・生態系の保全、再生を目的とした、小学生対象の総合学習に取り組みます。
会計管理者

○前年度の評価 【会計課】 ・庁内共通消耗品のコピー・印刷用紙については古紙パルプ70%以上配合の再生紙の購入を継続するなど、グリーン購入の推進に努めました。 ・就業前や昼休みは、窓口業務に支障が無い範囲で消灯し、離席時はパソコンを閉じるなど節電に努めました。
○今年度の取組み 【会計課】 ・庁内共通消耗品のコピー・印刷用紙については、古紙パルプ70%以上配合の再生紙を引き続き購入し、その他の消耗品についても、可能な限りグリーン購入に努めます。 ・ノー残業デーやクールアースデーだけでなく、年間を通じて可能な限り定時退庁を目指し、繁忙期等においても、事務の分担を図り、時間外勤務の縮減に努めます。
上下水道局
○前年度の評価 【経營業務課】 ・水道事業のPR用に作成している「流山水」のペットボトルに、ペットボトルを100%再利用した再生ペットボトルを使用し、環境負荷の低減に努めました。 【水道工務課】 ・建設廃棄物のリサイクルを行い、廃棄物の削減に努めました。 【下水道建設課】 ・公共下水道の普及を促進し、水質保全を図りました。
○今年度の取組み 【経營業務課】 ・上下水道局内の適正な温度、湿度管理に努めます。また、引き続き水道事業のPR用に作成している「流山水」のペットボトルに、100%再生ペットボトルを使用し、環境負荷の低減に努めます。 【水道工務課】 ・引き続き、建設廃棄物のリサイクルを行い、廃棄物の削減に努めます。 【下水道建設課】 ・引き続き、公共下水道の普及を促進し、水質保全を図ります。
議会事務局
○前年度の評価 ・印刷前の文書確認は、各職員が念入りに行い、紙資源の減量を推進しました。 ・資料は両面印刷とし、資料の見直しを行いスリム化を推進しました。 ・議会フロア全体の照明および冷暖房の適正な使用に努めました。
○今年度の取組み ・大量に印刷が必要な文書については、原稿を複数人で確認をし、紙資源減量を推進します。 ・離席時はパソコンを閉じ、省エネを推進します。 ・事務局内で使用する資料等は、可能な限り両面印刷・集約印刷を心がけ、紙資源減量に努めます。 ・タブレット端末の導入により、会議資料のペーパーレス化を推進します。
選挙管理委員会事務局
○前年度の評価 ・昼食時や就業時間前の事務室の消灯を徹底しました。 ・参議院議員通常選挙における諸物品購入に際し、グリーン購入による調達に努めました。
○今年度の取組み ・選挙執行に係る諸物品購入に当たっては、グリーン購入による調達を推進する。 ・書類印刷やコピーが必要な場合は、可能な限り両面印刷及び集約印刷を徹底する。 ・就業時間前や休憩時間は執務室内の消灯に努める。
監査委員事務局
○前年度の評価 ・提出いただく監査資料等の見直しを図り、複写機等の使用量の削減を図りました。 ・事務の効率化を図り、職員の時間外勤務を削減しました。
○今年度の取組み ・監査資料等については原則両面印刷とし、枚数の削減に努めます。

・物品等の購入の際はグリーン購入法適合品の調達に努めます。
農業委員会事務局
○前年度の評価 ・事務局内での電源オフを徹底し節電に努めました。 ・議案等の資料の作成について、表裏印刷で作成し、印刷に関する使用量の削減に努めました。 ・遊休農地の解消には至りませんでした。雑草の繁茂した農地については適宜適正管理を啓発し、遊休農地化を抑えるように努めました。
○今年度の取組み ・備品や消耗品の購入に当たっては、積極的にグリーン購入対象品を購入します。 ・コピー及びプリンター使用量の削減に努めます。 ・遊休農地の解消に努めます。
教育総務部
○前年度の評価 【教育総務課】 ・両面印刷や集約印刷設定などを活用し、不必要な印刷の削減を図りました。 ・消耗品の調達に際しては、グリーン購入法適合品の購入に努めました。 【学校施設課】 ・文書の出力時に不要文書を避けて、複数回に分けた印刷指令とする等の対策を実施しました。
○今年度の取組み 【教育総務課】 ・利用しないパソコンを閉じたり、こまめに電気を消灯したりするなど節電に努めます。 ・消耗品の購入に当たっては、引き続きグリーン購入法適合品の調達に努めます。 【学校施設課】 ・複合機導入を予定していることから、プリンターからの出力指令を徹底させます。
学校教育部
○前年度の評価 【学校教育課】 ・学校給食において、牛乳パック34.55トンのリサイクルするとともに、ストローレス牛乳パックの導入に取り組みました。 【指導課】 ・メールシステムを活用し、学校からのお知らせ等、紙媒体による配付物の削減を図りました。 ・児童生徒への、環境学習を行いました。
○今年度の取組み 【学校教育課】 ・引き続き、学校給食において、牛乳パックのリサイクル及びストローレス牛乳パックにより環境に配慮した取り組みを行っていきます。 【指導課】 ・引き続き、メールシステムを活用し、学校や指導課からのお知らせ等、紙媒体による配付物の削減を図ります。 ・学校での環境学習の充実を図り、環境問題への理解と関心を深めます。
生涯学習部
○前年度の評価 【生涯学習課】 ・生涯学習センター（流山エルズ）では、ESCO事業により光熱水費及びCO2排出量削減を図るとともに、太陽光発電設備設置のための屋根貸しを実施しました。 ・消耗品購入時にはグリーン購入法適合品の購入に努め、離席時はパソコンの電源や照明をこまめに切るなど、環境に配慮し行動しました。 【スポーツ推進課】 ・環境への取組みを意識し、オンライン会議による不要不急の移動や印刷物の縮減に努めました。 【公民館】 ・照明器具のLED化により適切な節電に取り組み、電力使用量の削減、地球温暖化の防止に努めました。 ・夏季には、ゴーヤによる緑のカーテンを設置し、節電及び施設の緑化に努めました。 ・公民館事業として、自然散策や地球温暖化と気候変化を考える講座等を実施し、環境意識の啓発向上を図りました。

・東部公民館及びおおたかの森センターにおいて屋根貸し事業を実施し、ＣＯ２削減に努めました。 ・会議室等の照明及びエアコンの使用に際し、節電に取り組みました。 【図書館】 ・中央図書館及び森の図書館で実施したＥＳＣＯ事業により、光熱水費の削減、地球温暖化の防止に努めました。 ・木の図書館では、太陽光発電設備を活用した光熱水費の削減、地球温暖化の防止の努力を継続して行いました。 ・中央図書館・博物館の屋上に太陽光発電設備のための屋根貸しを実施し、自然エネルギーの普及啓発を行いました。 ・利用者に環境問題等への関心を深めていただくため、中央図書館及び森の図書館でＳＤＧｓをテーマとした書籍の展示を行いました。 【博物館】 ・ゴーヤ等による緑のカーテンを設置し、光熱水費の削減に努めました。 ・子ども教室等の講座で、環境問題への意識を高めました。
○今年度の取組み 【生涯学習課】 ・生涯学習センター（流山エルズ）では、引き続きＥＳＣＯ事業により光熱水費及びＣＯ２排出量削減を図るとともに、太陽光発電設備設置のための屋根貸しを実施します。 ・遠方への出張では、極力、公共交通機関を利用し、公用車の使用を減らします。 【スポーツ振興課】 ・コミュニティプラザでは、引き続きＥＳＣＯ事業により光熱水費の削減、地球温暖化の防止の努力を継続して行います。 ・消耗品の購入に当たっては、グリーン購入法適合品の調達に努めます。 【公民館】 ・引き続き、夏季にはゴーヤ等による緑のカーテンを設置し、省エネルギー化及び施設の緑化に努めます。 ・本年度も公民館事業として、親子や高齢者を対象とした自然散策等に関する講座を実施し、環境意識の啓発向上、充実を図ります。 ・東部公民館及びおおたかの森センターにおいて、引き続き、屋根貸し事業を実施し、ＣＯ２削減に努めます。 ・会議室等の照明及びエアコンの使用に際しては、引き続き節電に努めます。 【図書館】 ・中央図書館及び森の図書館では、ＥＳＣＯ事業により光熱水費の削減、地球温暖化の防止の努力を継続して行います。 ・木の図書館では、太陽光発電設備を活用した光熱水費の削減、地球温暖化の防止の努力を継続して行います。 ・中央図書館・博物館の屋上に太陽光発電設備のための屋根貸しを実施し、自然エネルギーの普及啓発に継続して取り組みます。 ・図書館各館で環境問題やエコロジーに関する書籍の展示を開催し、環境問題への意識の啓発を行います。 【博物館】 ・ゴーヤ等による緑のカーテンを設置し、光熱水費の削減に努めます。 ・子ども教室等の講座で、環境問題への意識を高めます。
消防本部
○前年度の評価 【消防総務課】 ・両面印刷や２ＵＰ印刷を徹底し、紙使用量の削減を図りました。 【予防課】 ・コロナ禍であったため常時換気を行っていましたが、休憩時の消灯や過度なエアコンの使用を控えたことにより電気使用量の削減に努めました。 【消防防災課】 ・ペーパーレスの遂行について引き続き意識付けを行い、削減しました。車両更新では、資器材の電動化を図り、ＣＯ２削減に努めました。 【中央消防署】 ・コロナ禍での常時換気を実施しましたが、不必要な電気使用を控え、節電に努めました。 ・環境５Ｒ行動に努め、ペーパーレスを推進し、ムダ・ロスの削減に努めました。 【東消防署】 ・クールビズ・ウォームビズを推進し、エアコンの温度設定に注意し節電に努めました。 ・ペーパーレスを推進し環境５Ｒ行動に努めました。

【南消防署】

- ・エコオフィスを意識し、電気使用量の削減を図りました。
- ・環境5 R行動は各職員が意識し取り組むことができました。

【北消防署】

- ・エコオフィス（紙、ごみ、電気使用量の積極的な削減）の徹底を心掛けましたが、コロナ禍であったため思ったほど成果には至りませんでした。

○今年度の取組み

【消防総務課】

- ・無理のない範囲で室温管理を行い、冷暖房による電気使用量の削減を図ります。

【予防課】

- ・クールビズ・ウォームビズの励行、休憩時の消灯等による電気使用量の削減に努めます。

【消防防災課】

- ・クールビズ・ウォームビズを遂行するとともに節電について意識付けし、電気使用量の削減を図ります。

【中央消防署】

- ・クールビズ・ウォームビズを励行し、引き続き節電、節水行動の徹底を図るとともに、循環型社会の実現のため、ごみの発生抑制、資源の有効利用に努め、環境5 R行動を推進します。

【東消防署】

- ・引き続きペーパーレスのため、2 アップ印刷の徹底を軸に環境5 R行動に努めます。
- ・コロナウイルス感染に配慮した換気を行いつつ、電気使用量の削減に努めます。

【南消防署】

- ・引き続きエコオフィスを意識し、光熱水費の削減に取り組めます。
- ・環境5 R行動についても昨年同様に継続して取り組めます。

【北消防署】

- ・引き続きペーパーレスの推進と電気使用量の削減に努めます。

9. 取組み状況、問題是正

内部監査

令和6年7月17日から8月7日までの間、向小金保育所、江戸川台小学校、流山市役所の3施設を対象に事務局による内部監査を行いました。全施設において軽微な不適合・重大な不適合ともにありませんでした。

項目	内容	
実施期間	令和6年7月17日～8月7日	
監査結果	個別評価	重大な不適合0件 軽微な不適合0件 観察0件
監査結果 の概要	1 被監査部局・施設 向小金保育所、江戸川台小学校、流山市役所 2 監査の重点項目 各施設に対し、流山市環境マネジメントシステム、全事務事業におけるエネルギー及び二酸化炭素排出量、各施設のエネルギー消費状況等についての現状説明を行った。 以下の3点について重点的に確認を行った。 1. 方針と取り組み 2. 省エネ等（数字で表れる事項） 3. 法令 3 総評 今回監査を行った3施設については、不適合な箇所は見受けられず、省エネの取り組みを積極的に行っていることが確認できた。 しかし、前年度に引き続き、感染症対策として常時換気をしながらの冷暖房の運転が通常化しつつあり、特に夏場と冬場の電気及びガスの消費量の削減に至っていない。 加えて、令和5年7月より、災害時の指定避難所としての防災機能の向上や熱中症対策を考慮し、市内全小・中学校の体育館に空調設備の設置及び稼働を開始したことにより、小学校の電気使用量やガス消費量が増加傾向に転じた。 また、各施設ともに電気設備等の点検は適切に行われていた。 全庁的に見れば、二酸化炭素の排出量が増加した。特に、先述した理由による都市ガス使用量の増加や、クリーンセンターの焼却設備等の延命化工事による電気使用量の増加が主な原因である。 今後、感染症対策は生活様式の一部となったことに加え、年々強化される熱中症対策に伴う冷房設備の使用量増加が見込まれるが、いかに健康面への被害を出さずに、効率的なエネルギーの使用を心掛けるかを周知する必要がある。	

	1. 方針と取り組み 各施設については、環境に配慮した取り組みを実施していることを確認した。 市役所については、行政機能としての責務を維持しつつ、部長通信「環境への取り組み」方針を把握し、その取り組み状況を確認した。 保育所と小学校については、子どもたちに環境への取り組みや省エネルギーの意識を醸成する取り組みを確認した。 2. 省エネ等（数字で表れる事項） 令和5年度のエネルギー使用状況を中心に確認を行った。 いずれの施設も省エネルギーを意識した取り組みや、事業導入を行っているが、それらは既に運用され、ある程度効果を発揮しているものも多く、劇的なエネルギー使用量の削減を図ることは難しいと考えられる。 また、通常化している感染症対策に加え、熱中症対策をはじめとした気候変動適応における冷暖房設備の使用に係るエネルギー使用量の増加傾向も、今後見込まれるかと思われる。 3. 法令 法令チェック表の確認により、各施設とも該当法令に適切に対応し、順守していることを確認した。 危険物、劇薬等のリスク管理についても、十分にその重要性を認識し、施設等が可能な場所で保管されており、法令を順守していた。
外部委員からの 意見を受けて	・ 内部環境監査実施時期については、来年度以降もできる限り早期に取り組めるよう努める。 ・ 公共施設の駐車場に電気自動車充電設備を設置する事業や、住宅用省エネルギー設備の設置に係る補助金交付を行っているが、今後は、より市民が利用できるよう周知に尽力したい。 ・ 気候変動への適応と、CO2排出量削減のバランスを考慮し、市役所だけでなく、公共施設への太陽光発電設備の設置を検討してもらえよう、協力と理解を呼び掛ける必要がある。 ・ 各公共施設が、どのエネルギーが何の用途で使用されているかを把握するよう呼び掛け、より詳細な報告ができるようサポートする必要がある。 ・ 来年度以降も監査対象になると考えられる小・中学校のエネルギー消費については、特にその内訳を把握し、対処していく必要がある。

(i) 向小金保育所

令和6年8月1日(木)

監査結果	評価	■適合 □概ね適合 □やや不適合 □不適合
	個別評価	重大な不適合0件 軽微な不適合0件 観察0件
監査概要	【業務概要・近況】 ・昭和50年6月1日開設 ・職員総数41人(保育士23人、調理師6人、用務員1人、看護師1人、会計年度短時間職員10人) - 園児総数106人(令和6年8月1日現在)、定員120人 【環境方針について】 ・紙・水・電気の使用を低減、節約。 ・廃棄物(ゴミ)の発生抑制。 ・消耗品のグリーン購入の推進。 【環境への取り組みについて】 ・両面印刷や片面印刷の用紙の裏面を再利用し、紙の使用量の削減に努めている。 ・こまめに電気のスイッチを切り、節電に努めている。 ・室内電気をすべてLEDへ変更し節電につながっている。 ・資源ごみの分別を徹底し、ごみの発生量の低減に努めている。 ・園児が使用するすべての手洗い場が自動水栓になり、節水に繋がっている。令和4年度は2,070㎡だった水道使用量が令和5年度は1,854㎡と減少していることから、令和6年度は更なる節水が期待される。 ・日頃より水の大切さを子どもたちに伝えている。 ・食べ物に興味を持てるように、園庭で年長児が野菜を育て、他クラスも成長を楽しみにしている。 ・ICTシステムの導入によりお知らせや手紙は配信機能を使用し、紙の使用量の削減に繋がっている。 ・森のまちエコセンターとの連携を図って、剪定枝堆肥の利用をする等、保護者へのエコな取り組みの周知・理解・日常生活への浸透に努めていくことを期待する。また、生ごみの肥化・食品ロスへの理解等を低年齢から進められるとより良いので、保護者を巻き込んだ活動を期待したい。 【施設の管理・法令の運用状況について】 ・廃棄物・廃液等は、適切に処分されている。 ・グリーストラップについて、定期点検が実施され、適切に管理されている。 ・給食用の昇降機について、毎月点検を実施しており、適切に管理されている。	

(ii) 江戸川台小学校

令和6年7月31日(水)

監査結果	評価	■適合 □概ね適合 □やや不適合 □不適合
	個別評価	重大な不適合0件 軽微な不適合0件 観察0件
監査概要	【業務概要・近況】 ・昭和34年創立 ・職員数56人、児童数607人(令和6年7月1日現在) ・学級数は24学級(特別支援学級を含む)である。学級数はここ数年横ばいであるが、今後は微減傾向にある。 ・教育方針 【学校教育目標】 「人間性豊かな 主体的に行動する 子どもの育成」 【環境学習】 各学年とも全教科・領域通じて環境を題材とした学習を扱っている。特に、低学年の生活科、中高学年の理科においては栽培活動を行い、環境との関わりについて学ぶ機会を設けている。また、総合的な学習の時間ではSDGsについて調べ、発表を行っている。 ゴーヤカーテンの取り組みに森のまちエコセンターの剪定枝堆肥の取り組みの学習を取り入れて、各家庭に堆肥を持ち帰り、家庭菜園・プランター菜園や生ごみの堆肥化に市民が取り組めるきっかけをつくるとさらに良い。また、給食のフードロス等の状況が良く解らなかったが、給食を通じて無駄なく食べられる量を把握させて各家庭でのフードロス削減への意識を育成していくとさらに良い。 【環境への取り組みについて】 ・ガソリンは草刈り機、灯油は体育館のジェットヒーター、都市ガスは空調、電気は照明、昇降機等に使用している。ESCO事業により、照明がLED化するとともに、人感センサーにより、人が	

	いない時には自動で消灯している。 ・E S C O事業により照明はL E D化しており、廊下の照明は人がいないときは自動で消えるようになっている。灯油は体育館（集会利用等の時）や特別支援教室でのジェットヒーターやストーブに使用している。 ・電気使用量については、夏場・冬場が空調使用により多くなっている。体育館に空調設備が設置されたことにより、増加している。 ・用紙の使用量については、ホームページや学校メールにて手紙配信を行うことで削減できている。 【施設の管理・法令の運用状況について】 ・グリーストラップについては、定期点検が適切に行われている。 ・給食用の昇降機については定期検査を受けており、法令に基づき適切に管理されている。 ・理科で使用する薬品等は、薬品庫で適切に管理・保管している。また、使用時には薬品使用簿に記入を行い、管理職が確認を行っている。廃液については、適切に保管し、事業者が回収している。 ・灯油は、施錠された倉庫で保管している。 ・空調設備は、定期的に点検を実施している。
--	---

(iii) 流山市役所

令和6年7月31日（水）

監査結果	評価	■適合 □概ね適合 □やや不適合 □不適合
	個別評価	重大な不適合0件 軽微な不適合0件 観察0件
監査概要	【業務概要・近況】 ・職員数1, 192名（令和6年4月1日現在） ・土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁。開庁時間は8時30分～17時15分。 【部長通信について】 ・事務用品等の購入について、グリーン購入に努めた。 ・用紙については、原則両面印刷を心掛け、資料作成時の読み合わせ等の実施により、印刷ミス枚数を削減し、使用量の削減に努めた。 ・民間による省エネルギー化事業（E S C O事業）を導入していることにより、二酸化炭素排出削減を図ることができた。 【環境への取り組みについて】 ・開庁時間外は、不要な照明を消灯した。 ・夏場及び冬場における、施設内の空調設備の設定温度を、省エネを意識し適切に設定した。 ・ごみの分別の徹底を呼びかけた。 ・トイレの温水便座の温度管理を適切に実施した。 ・公用車の増車及び更新の際は、電気自動車の導入に努めた。共用車29台中7台導入済み。 ・公用車の電気自動車導入推進に伴い、公用車の立体駐車場に36台分の充電設備を設置。充電時間を、タイマーで夜間に設定することで省エネに努めている。 ・空調設備については、冷房は室温が28度または湿度が70%を上回る場合、暖房は室温が19度を下回る場合に運転するという基準を定めることで省エネに努めている。また、集中管理とすることで、適正な温度管理に努めている。 ・2カ月に1回、空気環境の測定を実施し、その結果によっては換気を行うよう全庁に呼び掛けている。 ・太陽光パネルの設置を行っている。 ・グリーン購入については、消耗品等の購入の際には、カタログ等からその商品が適合しているか確認してから購入するよう努めた。 【施設の管理・法令の運用状況について】 ・大型空調設備・冷蔵設備等の点検状況について、第2庁舎は包括管理委託により、3年に1回の冷媒点検及び5年に1回定期点検を実施している。また、第2庁舎以外はE S C O事業により、年に1回冷媒点検及び5年に1回定期点検を実施している。 ・廃棄物の処分について、廃棄物収集運搬処分業務委託契約を締結し、処分している。令和5年度の実績は、処分回数1回、重量850kg。 ・エレベーターは、定期点検を実施している。	

10. 代表者による全体評価・見直し

◇都市と自然が調和した魅力あるまちづくり

本市は首都至近の住宅都市として人口の増加が続いており、子育て世代の方々に選ばれるまちとして着実に発展しています。

つくばエクスプレス沿線の開発により人口増加が続く本市においては、平成22年3月に全国の市町村に先駆けて策定した生物多様性ながれやま戦略の第二期戦略を平成30年3月に策定し生物多様性の保全・回復を優先的に行う重点地区・拠点を拡大したほか、平成30年3月19日に本市の生物多様性の象徴でもあるオオタカを「市の鳥」に制定し、自然環境保全への取り組みも推進しています。さらに令和5年2月にゼロカーボンシティ宣言を行いました。従来から取り組んでいるグリーンチェーン戦略やまちなか森づくりプロジェクトなどの緑化事業と合わせ、今後も都市と自然が調和した魅力あるまちづくりを推進します。

◇市役所の地球温暖化対策の取り組み

環境マネジメントシステムの運用については、平成20年度から全庁での運用を開始し各職員へ省エネ行動の浸透を図っています。令和5年度の市事務事業からの温室効果ガス排出量は基準年度の令和元年度比で7.65%減少となり、地球温暖化対策実行計画「ストップ温暖化！市役所率先実行計画」の令和5年度想定30,291t-CO₂に対し32,636t-CO₂と2,345t-CO₂増加しています。令和5年度は、一般廃棄物の焼却による排出量が減少しましたが、燃料使用量の増加がみられます。人口増加が続く本市において、引き続き、職員の省エネエネルギー行動と計画的な設備更新の推進に加え、一般廃棄物の減量にも取り組んでいくことが必要と認識しています。

市役所は市内最大級の事業者として率先した温室効果ガス排出量削減はもとより、各部局が行う業務の環境への影響を職員が認識し、市域全体で地球温暖化対策に取り組むことで流山市総合計画にも掲げる「地球環境にやさしいまちづくり」を引き続き推進してまいります。

令和7年3月28日 流山市長 井崎義治